

令和7年財務監査（定期監査）等の結果について

監査委員は、県機関543か所について、令和6年12月から令和7年9月まで財務監査（定期監査）及び行政監査を実施し、その結果を「令和7年財務監査（定期監査）等結果報告書」としてまとめ、本日、議会及び知事等に提出しました。報告書の概要は次のとおりです。（出先機関348か所のうち令和7年4月までに実施した87か所の監査結果については、中間結果として同年7月25日に記者発表済みですが、今回の報告は全ての期間を対象にまとめています。）

1 令和7年財務監査（定期監査）等の結果

監査の結果、県機関543か所（本庁機関195か所、出先機関348か所）のうち168か所で、246件の不適切事項（うち既報告37件）及び6件の要改善事項（うち既報告1件）が認められました。

指摘事項が認められた箇所の局等別内訳及び不適切事項の項目別内訳は、別添報告書（P4及びP5）のとおりです。

実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
			不適切事項		要改善事項	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
543	168	252	166	246	6	6

（参考） 令和6年財務監査（定期監査）等の結果

544	149	257	148	249	8	8
-----	-----	-----	-----	-----	---	---

注 不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない場合があります。

2 不適切事項の概要

- (1) 不適切事項は246件で、令和6年監査に比べて3件減少し、2年ぶりの減少となっています。
- (2) 事務の項目別の内訳では、「契約」が99件で最多となっています。
- (3) 別添報告書（P8～P24）において、不適切事項のうち、特記すべき事案や、複数の機関で認められた事案を原因とともに示しました。

なお、主な事案は次のとおりです。

工事の設計を誤ったことにより不経済な執行となっていたもの

総合研究棟LED化工事（契約額6,741,900円）について、材料の仕様を誤って設計し、照明器具201台のうち71台は納入後に施工することができずに不要となったため、施工されなかった照明器具71台分の工事材料相当額1,067,000円の支出を要することとなり、不経済な執行となっていた。

（報告書 P9 参照）（環境農政局 神奈川県畜産技術センター）

取扱基準に反し普通財産を減額して貸し付けていたもの

三浦市に対する普通財産（城ヶ島駐車場、12,115.48㎡）の貸付けに当たり、三浦市から転貸された商工会議所が同団体の事業に使用しており、三浦市が公用又は公共用に使用しているとは認められないため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準第3条では、貸付料の減額ができないにもかかわらず、令和4年度から同条に基づき減額して貸し付けており、令和6年度において貸付料2,575,995円を減額していた。

（報告書 P10、P12参照）（政策局 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター）

検査調書を作成していなかったもの

普通教室棟5階絶縁不良修繕工事契約ほか3件（契約額計8,783,764円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

（報告書 P19参照）（教育委員会 神奈川県立海老名高等学校）

支給に関する認定を行っていなかったもの

神奈川県中央児童相談所（以下「中央児相」という。）が児童を措置委託し、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所（以下「大和綾瀬地域児相」という。）が所管する里親に対して支給する里親委託費の被虐待児等受入加算（月額13,050円）について、措置児童に療育手帳が交付され、令和5年1月から当該加算の対象となったため、中央児相が加算の認定を行うべきところ、令和6年2月までこれを行っていなかった。これにより、当該里親に里親委託費を支給する大和綾瀬地域児相において、14か月分の加算額182,700円の支給が遅れることとなった。

（報告書 P21参照）（福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所）

3 要改善事項の概要

要改善事項は6件で、令和6年監査に比べて2件減少しました。内訳は、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案」が3件、「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案」が3件となっています。詳細は別添報告書（P25～P32）のとおりです。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
 - ア ETCマイレージサービスの登録に関する件（報告書 P25参照）
 - イ 一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約に関する件（下記参照）
 - ウ 草刈り等に係る業務委託契約に関する件（報告書 P27 参照）
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
 - ア 貸付金債権の回収業務委託契約に関する件（報告書 P28参照）
 - イ 公園使用料の調定に関する件[既報告]（報告書 P29参照）
 - ウ 道路パトロール業務委託契約に関する件（下記参照）

なお、主な事案の概要は次のとおりです。

一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約に関する件

一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約の積算に当たり、可燃ごみ等の予定数量が処理の実態を反映した適切なものとなっていなかった。

そのため、前年度の実績数量に基づくなど実態に合った予定数量に見直す、あるいは、単価契約により毎月の収集量に合わせて精算するなど、可燃ごみ等の排出の実態を適切に反映した契約となるよう改善する必要がある。

（報告書 P26参照）（企業庁 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所）

道路パトロール業務委託契約に関する件

県道70号（秦野清川）に係る日常の道路パトロール業務委託契約の締結に当たり、競争入札等を経ることなく、神奈川県厚木土木事務所（以下「事務所」という。）が管理する区間の緊急補修工事等指定業者と一者随意契約を行っていた。

事務所は、契約区間は、道幅は狭く急カーブが続くといった状況があるため、業務には現場に対する高い精通度とノウハウが求められ、契約業者は、こうした条件を全て満たしている唯一の者としている。

しかしながら、これはあくまで事務所の主観的な評価であり、主観的な評価に基づき一者随意契約を締結した場合、他の事業者が契約締結の機会を逸することになるほか、契約締結手続の透明性が確保されないこととなる。

したがって、一般競争入札あるいは事前公募などの競争的手続により、他の事業者に対しても広く募集要件を明示し、契約締結手続の公平性及び透明性を確保するよう改善する必要がある。

（報告書 P31参照）（県土整備局 神奈川県厚木土木事務所）

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 村上 電話 045-285-5053

副課長 新井 電話 045-285-5054

令和 7 年財務監査（定期監査）等結果報告書

神奈川県監査委員

本報告書は、神奈川県監査委員監査基準に準拠し、令和7年に実施した財務監査（定期監査）及び行政監査の結果に関する報告である。財務監査（定期監査）及び行政監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて監査を実施した上記以外の出先機関及び本庁機関についても結果に関する報告を、同条第9項及び第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員柳下剛及び監査委員斉藤たかみを、監査事務局については監査委員大竹准一を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて1年分を取りまとめたものであり、同法第199条第9項の規定に基づき、これを議会及び知事並びに関係する委員会又は委員に提出するとともに公表する。

令和7年10月8日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	柳	下		剛
同	斉	藤	た	かみ

目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
1	財務監査（定期監査）	1
2	行政監査	1
第3	監査の着眼点	1
第4	監査実施箇所数	1
第5	監査実施期間	2
第6	監査の実施内容	2
1	財務監査（定期監査）	2
2	行政監査	2
第7	監査の結果	3
1	監査結果の概要	3
(1)	本庁機関及び出先機関別内訳	3
(2)	局等別内訳	4
2	不適切事項	5
(1)	特記すべき事案	8
(2)	複数の機関で認められた事案	22
3	要改善事項	25
(1)	経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	25
(2)	事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	28
4	箇所別の監査結果	33
(1)	不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	33
(2)	不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	90

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

監査を実施した県機関は543か所で、その内訳は本庁機関195か所、出先機関348か所である。また、監査の実施方法別の内訳は、監査（甲）236か所、監査（乙）307か所（うち書面調査158か所）である。

なお、出先機関348か所のうち、令和7年4月30日までに結果を取りまとめた87か所については、監査の結果に関する報告を、令和7年7月25日に議会、知事等に提出するとともに、同日付けで公表しており、本報告書では「既報告」と表記している。

区 分	対象箇所	実 施 箇 所			計
		監査（甲）	監査（乙）	うち書面	
本 庁 機 関	か所 195	か所 183	か所 12	か所 0	か所 195
出 先 機 関	348	53	295	(158)	348
重 点 所 属	16	16	0	0	16
大 規 模 所 属	13	3	10	0	13
中 規 模 所 属	63	23	40	0	63
小 規 模 所 属	7	0	7	0	7
業務定型的所属	249	11	238	(158)	249
計	543	236	307	(158)	543

(注) 1 監査（甲）は監査委員による実地調査、監査（乙）は書記（事務局職員）による実地調査又は書面調査（学校、警察署などの業務定型的所属）を実施している。

2 出先機関については、予算の規模などにより区分し、原則として、地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、総合防災センターなどの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとなどのサイクルで監査（甲）を実施することとしている。

第5 監査実施期間

令和6年12月19日から令和7年9月29日まで

出先機関： 令和6年12月19日から令和7年9月29日まで

(職員調査は、令和6年12月2日から令和7年7月7日まで実施)

本庁機関： 令和7年7月17日から同年9月29日まで

(職員調査は、令和7年5月13日から同年8月14日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査（定期監査）

令和6年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が252件認められ、その内訳は、不適切事項246件（うち既報告37件）、要改善事項6件（うち既報告1件）である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した252件の本庁機関及び出先機関別の内訳は次のとおりである。

指摘事項区分	令和7年監査			令和6年監査			比較増減		
	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計
不適切事項	75件	171件	246件	79件	170件	249件	△4件	1件	△3件
要改善事項	3件	3件	6件	2件	6件	8件	1件	△3件	△2件
計	78	174	252	81	176	257	△3	△2	△5

(2) 局等別内訳

指摘した 252 件の局等別の内訳は次のとおりである。

局 等	実 施 箇 所 数	指 摘 事 項 が 認められた箇所		内 訳			
		箇所数 : 件 数		不 適 切 事 項		要 改 善 事 項	
		箇所数	件 数	箇所数	件 数	箇所数	件 数
政 策 局	20 (8)	7	12	7	12	0	0
総 務 局	25 (14)	12	14	12	14	0	0
くらし安全防災局	8 (3)	5	7	5	7	0	0
文化スポーツ観光局	7 (2)	5	5	5	5	0	0
環境農政局	28 (16)	14	27	14	26	1	1
福祉子どもみらい局	25 (14)	18	21	17	20	1	1
健康医療局	27 (17)	13	21	13	21	0	0
産業労働局	19 (11)	8	15	8	15	0	0
県土整備局	36 (15)	11	22	11	20	2	2
会 計 局	3 (0)	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	28 (17)	8	13	8	12	1	1
議 会 局	4 (0)	2	2	2	2	0	0
教育委員会	192 (177)	56	82	55	81	1	1
各委員会等	9 (0)	1	1	1	1	0	0
公安委員会	112 (54)	8	10	8	10	0	0
計	543 (348)	168	252	166	246	6	6

(注) 1 実施箇所数の () は、出先機関数で内数である。

2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを含めている。

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない場合がある。

2 不適切事項

<件数の状況>

不適切事項は246件で、令和6年監査に比べて3件減少し、2年ぶりの減少となっている。

不適切事項の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、「契約」の項目が9件増加し99件と6年連続で最も件数が多くなったほか、「支出」の項目は2件増加し、2番目に多い52件となっている。

(監査実施箇所数 令和7年：543か所、令和6年：544か所)

項 目	令 和 7 年 監 査		令 和 6 年 監 査		件 数 比 較 増 減	対前年 比 率
	件 数	構成率	件 数	構成率		
財 務 監 査	件 234	% 95.1	件 239	% 96.0	件 △ 5	% 97.9
予 算 執 行	17	6.9	34	13.7	△ 17	50.0
収 入	14	5.7	12	4.8	2	116.7
支 出	52	21.1	50	20.1	2	104.0
会計事務処理	0	0.0	0	0.0	0	0.0
契 約	99	40.2	90	36.1	9	110.0
課 税 徴 収	1	0.4	1	0.4	0	100.0
工 事	3	1.2	7	2.8	△ 4	42.9
補 助 金	2	0.8	1	0.4	1	200.0
現金・有価証券	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財 産	31	12.6	34	13.7	△ 3	91.2
庶 務	5	2.0	2	0.8	3	250.0
そ の 他	10	4.1	8	3.2	2	125.0
行 政 監 査	12	4.9	10	4.0	2	120.0
事 務 事 業	9	3.7	6	2.4	3	150.0
組織・執行体制	0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他	3	1.2	4	1.6	△ 1	75.0
計	246	100.0	249	100.0	△ 3	98.8

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため集計しても計と一致しない場合がある。

<概要>

◎ 財務監査

- 不適切事項が最も多かった「契約」の項目では、
 - ・ 履行確認に当たり、検査調書等を作成していなかったもの
 - ・ 契約結果の公表を行っていなかったものが多数見受けられた。
また、契約の手続に関して、
 - ・ 契約書の内容が適切でなかったもの
 - ・ 契約の締結時期が適切でなかったもの
 - ・ 変更契約をすべきところ、行っていなかったものさらに、随意契約に関して、
 - ・ 競争入札を実施すべきところ随意契約を行っていたもの
 - ・ 見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、見積合せを実施せず、一者随意契約を行っていたものも多く見受けられたほか、客観的な理由なく、契約内容を分割し、随意契約を行っていたケースもあった。
- 次に不適切事項が多かった「支出」の項目では、支払期限までに支払を行っていなかったものが多数見受けられ、遅延利息等が発生していたケースも見受けられた。
- それ以外の項目では、
 - ・ 「予算執行」の項目：科目や会計年度所属区分を誤っていたもの
 - ・ 「財産」の項目：行政財産等の使用許可等を長期間行わなかったため、時効の完成により請求額の一部が徴収できなかったものや、物品の出納に係る手続などを行っていなかったものが多く見受けられた。
また、同じく「財産」の項目では、普通財産の減額貸付の基準に該当しないにもかかわらず減額して貸し付けていたケース、
「工事」の項目では、LED化工事に当たり、材料の仕様を誤って設計し、照明器具の納入後に施工することができず不要となり、施工されなかった照明器具の工事材料相当額の支出を要することになったケース、
「収入」の項目では、受託事業の実績報告の内容に漏れがあったことから受託事業収入が過小となっていたケースがあった。

◎ 行政監査

- 「事務事業」の項目で、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となる契約において、個人情報の返還などの措置を契約書等で義務付けていなかったものが複数見受けられたほか、認定事務が遅れたため加算される委託費の支給が遅れるケースがあった。

<所見>

- 不適切事項の多くは、各所属において進行管理や確認を確実に行っていれば防止できたものであり、発生が減らない状況は非常に憂慮される事態であることから、改めて各所属においては、根拠法令等の再確認を行うとともに、事務処理体制の点検を行い、未然防止策の徹底を図る必要がある。

- なお、地方自治法の改正により内部統制制度が導入されて5年が経過したが、上記のような状況を改善するためには、改めて職員一人ひとりがそれぞれの所属におけるリスクを認識し直すとともに、内部統制の実効性を高めることで、適正な経理処理を確保する必要がある。

(1) 特記すべき事案

不適切事項246件のうち、次の基準に該当する事項を特記すべき事案として、以下に整理した。

項 目	件数等	ページ
ア 金額的に特記すべき事案	—	P9
(ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの	7件	P9
(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの	該当なし	P10
(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの	13件	P10
(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの	11件	P12
(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの	16件	P14
イ 内容的に特記すべき事案	—	P16
(ア) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの	—	P16
a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの	3か所	P16
b 同一箇所同一の法律・規則違反が3件以上あったもの	14か所	P17
c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの	3件	P19
(イ) 予算目的に著しく反しているもの	該当なし	P20
(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの	—	P20
a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの	8件	P20
b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの	該当なし	P21
c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの	該当なし	P21
d 業者等への支払の期限を6月以上超過しているもの	該当なし	P21
e 上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの	該当なし	P21

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 収入

- 水産庁から国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が受託している令和5年度水産資源調査・評価推進委託事業の共同実施機関として実施している200海里内漁場資源調査（概算事業費27,582,405円）について、神奈川県水産技術センター相模湾試験場（以下「相模湾試験場」という。）が、当該調査に要した費用を神奈川県水産技術センター本所（以下「本所」という。）へ実績報告を行う際に、資源管理計画等評価事業（事業費1,050,328円）に係る費用を含めて報告しなければならないにもかかわらず、これを含めず報告し、また、本所においては、相模湾試験場からの実績報告書の内容を十分確認しないまま、受託事業に要した費用（実績報告書）を機構に報告したため、当該事業に係る受託事業収入額が629,245円過小となっていた。

（環境農政局 神奈川県水産技術センター p46、
神奈川県水産技術センター相模湾試験場 p47）

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

b 支出

- 委託訓練「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」（令和6年9月生・11月生）募集案内の作成（契約額451,000円）について、受注者へ提供した原稿の一部に誤りがあったことから、募集案内の再印刷が必要となった。これにより、55,000円の追加費用が発生していた。[既報告]
（産業労働局 神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所 p61）

c 工事

- 総合研究棟LED化工事（契約額6,741,900円）について、材料の仕様を誤って設計し、照明器具201台のうち71台は納入後に施工することができずに不要となったため、施工されなかった照明器具71台分の工事材料相当額1,067,000円の支出を要することとなり、不経済な執行となっていた。

（環境農政局 神奈川県畜産技術センター p45）

- 令和5年度道路災害防除工事（ゼロ県債）（その1）地盤変動影響調査等業務委託の変更設計額の積算に当たり、建物等の事後調査及び算定について、誤った補正率を適用して積算していたため、変更後の設計額（7,766,000円）が198,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（6,210,600円）が158,400円過大であった。

（県土整備局 神奈川県厚木土木事務所東部センター p65）

d 補助金

- 神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（歯科衛生士確保育成事業（在宅歯科口腔咽頭吸引実習事業））の補助額の算定に当たり、補助事業に係る総事業費から受講者からの負担金収入を控除すべきであるにもかかわらず、交付申請書及び実績報告書に添付する様式では、これを控除しないこととしていた。このことにより、補助金の交付額が108,000円過大となっていた。

（健康医療局 保健医療部健康増進課 p55）

e 財産

- 三浦市に対する普通財産（城ヶ島駐車場、12,115.48㎡）の貸付けに当たり、三浦市から転貸された商工会議所が同団体の事業に使用しており、三浦市が公用又は公共用に使用しているとは認められないため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準第3条では、貸付料の減額ができないにもかかわらず、令和4年度から同条に基づき減額して貸し付けており、令和6年度において貸付料2,575,995円を減額していた。

（政策局 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p34）

- (イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの
該当なし

- (ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

a 予算執行

- 令和5年度道路維持管理工事（県単）その1道路保守業務委託契約ほか1件（当初契約額計52,844,000円）の執行に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う業務委託料の変更に係る受注者との協議に基づき、業務完了日（令和6年3月28日及び同月29日）までに増額分（計3,362,700円）の変更契約を行うべきところ、同年4月15日及び同年5月8日に業務委託料の追加支払に係る契約をそれぞれ新たに行い、令和6年度予算により執行していた。
[既報告]

（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p63）

- 収入未済となっていた令和4年度の就学支援金の追加支給分1,415,700円の授業料への充当に当たり、充当日が令和7年4月3日となるため、過年度に係る調定繰越を行った上で令和7年度の収入とすべきところ、令和6年度の収入として処理していた。

（教育委員会 神奈川県立横浜旭陵高等学校 p73）

b 収入

- 道路の占用許可等に係る使用料5件、2,000,015円について、調定が3月を超えて遅れていた。

(県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p65)

- 行政資産の使用許可に係る使用料50件、2,221,867円について、調定が3月を超えて遅れていた。

(企業庁 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所 p68)

- 令和4年度の就学支援金の実績報告に当たり、提出期限までに在籍者の整理等を完了し、決算額を確定させておらず、その後に確定した決算額より1,415,700円過小に報告していた。これにより、文部科学省からの過年度に係る追加支給が令和6年度末となったため、令和7年4月3日まで授業料への充当処理ができなかった。

(教育委員会 神奈川県立横浜旭陵高等学校 p73)

c 支出

- 令和6年度知的障害者文書集配等運營業務委託契約（契約額16,397,263円）に係る令和6年5月分の概算払額1,366,438円の支払について、契約で定められた期日までに支払を行っていなかった。

(総務局 組織人材部文書課 p37)

- 令和6年9月分のガス代ほか2件（支払額計1,414,215円）について、約款等で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅収料金2件、42,210円を支払っていた。

(くらし安全防災局 神奈川県総合防災センター p41)

- 令和6年度神奈川県困難女性つながりサポート事業委託契約（契約額35,882,550円）に係る第3四半期分の概算払額8,970,637円について、契約で定められた期日に支払を行っていなかった。また、令和6年度における神奈川県女性自立支援施設の管理に関する協定（指定管理料143,796,046円）に係る令和6年4月分の概算払額10,937,541円について、協定で定められた期限までに支払を行っていなかった。

(福祉子どもみらい局 共生推進本部室 p48)

- 令和6年度神奈川県立衛生看護専門学校教務委託契約（契約額509,676,330円）の令和6年5月分の概算払額75,511,000円について、請求書を提出する期日をあらかじめ指定していなかったため、請求書の提出が遅れ、これにより、契約で定められた期日に支払を行っていなかった。

(健康医療局 保健医療部医療整備・人材課 p54)

- 令和6年4月分の母子生活支援施設入所措置費ほか8件（支払額計2,643,227円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

（健康医療局 神奈川県小田原保健福祉事務所 p56）

- 令和6年5月分の成長期ベンチャー交流拠点施設使用料2,326,500円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

（産業労働局 総務室 p58、産業部産業振興課 p59）

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

- 令和5年度北棟普通教室等網戸設置工事代1件、1,346,400円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。

（教育委員会 神奈川県立鶴嶺高等学校 p81）

(イ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

- 三浦市に対する普通財産（城ヶ島駐車場、12,115.48㎡）の貸付けに当たり、三浦市から転貸された商工会議所が同団体の事業に使用しており、三浦市が公用又は公共用に使用しているとは認められないため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準第3条では、貸付料の減額ができないにもかかわらず、令和4年度から同条に基づき減額して貸し付けており、令和6年度において貸付料2,575,995円を減額していた。【再掲】

（政策局 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p34）

- 令和元年度に処分した魚礁（台帳価格160,700,000円）について、神奈川県県有財産規則の規定に基づく工作物に係る県有財産台帳の補正が、著しく遅延していた。

（環境農政局 農水産部水産課 p44）

- 常時監視測定室（価格1,812,800円）について、不用決定を行わないまま処分していた。

（環境農政局 神奈川県環境科学センター p44）

- 鎌倉三浦地域児童相談所太陽光発電設備設置工事により取得した太陽光発電設備（台帳価格17,435,072円）について、神奈川県県有財産規則の規定に基づく工作物に係る県有財産台帳の補正を行っていなかった。

（福祉子どもみらい局 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 p52）

- 鎌倉三浦地域児童相談所太陽光発電設備設置工事により新設した電気設備（台帳価格1,740,128円）について、固定資産取扱要領に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則の規定に基づく県有財産台帳の補正を行っていなかったため、建物台帳価格が1,740,128円過小であった。

（福祉子どもみらい局 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 p52）

- 行政財産である建物1棟、工作物4件及び立木9本（台帳価格計5,514,000円）の除却工事に当たり、用途廃止手続の完了を確認した上で処分の実施に係る決裁手続を行うべきところ、これを行わずに行政財産のまま除却工事を開始していた。

（産業労働局 総務室 p58）

- 行政財産である建物1棟、工作物4件及び立木9本（台帳価格計5,514,000円）について、庁舎の建て替えに係る除却工事の開始前に用途廃止の手続を行うべきところ、これを行っていなかった。

（産業労働局 神奈川県計量検定所 p60）

- 賃貸借により調達した仮設トイレ2棟（契約額1,169,300円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。〔既報告〕

（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p63）

- 重要物品である電話交換機（価格3,962,000円）について、神奈川県財務規則で定められた本庁機関の課長の承認を受けないまま、不用決定を行っていた。〔既報告〕

（教育委員会 神奈川県立歴史博物館 p71）

- 工事により取得したLED投光器12台（価格計1,848,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立平塚湘風高等学校 p80）

- 購入により取得したデスクトップパソコンほか152点（価格計22,449,033円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る必要な手続を行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立平塚ろう学校 p84）

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 令和6年度農村振興総合整備事業（公共）諸磯小網代地区畑地かんがい施設・農道工事契約（契約額27,980,040円）について、県土整備局長通知に反し、予定価格が250万円を超える入札であったにもかかわらず、入札・契約情報等を公表していなかった。

（政策局 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p34）

- 令和6年度厚木合同庁舎自動火災報知器設備改修工事請負契約（契約額15,620,000円）の締結に当たり、契約書に定める契約の保証を付すことなく契約を行っていた。また、神奈川県財務規則の規定に基づき、契約書に契約保証金額を記載すべきところ、これを記載していなかった。

（政策局 神奈川県県央地域県政総合センター p35）

- Microsoft365クラウドサービス接続環境構築及び保守業務委託契約（契約額220,852,500円）について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約で定められた書面による事前の承認を行っていなかった。

（総務局 デジタル戦略本部室 p37）

- 令和6年度予算で執行する神奈川県立子ども自立生活支援センター洗濯業務委託契約ほか1件（契約額計13,571,448円）について、会計局長通知に反し、令和5年度である令和6年3月29日に契約を締結していた。[既報告]

（福祉子どもみらい局 神奈川県立子ども自立生活支援センター p53）

- 総合建物管理業務委託契約ほか1件（契約額計21,404,900円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月7日及び同月14日に締結していた。

（健康医療局 神奈川県立よこはま看護専門学校 p57）

- 令和6年度ロボット/ドローン開発・実装促進事業業務委託ほか1件（契約額計314,098,658円）について、開発企業に対する支援金額の減額に伴い、変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者との間の協議に基づき、当初契約額より17,342,801円減額した296,755,857円を支払っていた。

（産業労働局 総務室 p58、産業部産業振興課 p59）

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

- 神奈川県特別高圧受電者支援給付金申請受付・審査等業務委託契約（当初契約額17,028,550円、当初契約期間：令和6年2月26日から同年12月20日まで）及び神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金申請受付等業務委託契約（当初契約額36,594,795円、当初契約期間：令和6年1月24日から同年8月30日まで）について、給付金事業等の延長に伴う申請書類受付等の業務量が当初の仕様で示していた業務量よりも大幅に増加することから、新たな契約を締結すべきであったにもかかわらず、神奈川県特別高圧受電者支援給付金申請受付・審査等業務委託契約においては15,327,290円、神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金申請受付等業務委託契約においては32,152,329円の増額となる変更契約を締結していた。

（産業労働局 総務室 p58、中小企業部中小企業支援課 p60、
中小企業部商業流通課 p60）

※ 3か所に対する指摘であるため、3件としてカウントしている。

- 神奈川県指定定期検査及び指定計量証明検査業務委託契約（契約額25,162,000円）について、受注者に個人情報を取扱っているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱責任者及び業務従事者の届出を提出させていなかった。

（産業労働局 神奈川県計量検定所 p60）

- 令和5年度河川維持改修工事県単（その2）令和5年度河川修繕工事県単（その40）合併（契約額68,602,600円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限の1日後に検査を完了していた。

（県土整備局 神奈川県厚木土木事務所東部センター p65）

- 企計第2号水道施設耐震診断調査業務委託（契約額38,179,900円）について、履行期間の延長に当たり、契約書で定める履行期間末である令和7年2月28日までに変更契約を締結すべきところ、同年3月11日に締結していた。

（企業庁 水道部計画課 p67）

- 道志第3発電所上水槽除塵設備修理工事ほか10件（契約額計133,002,100円）及び相模川水系ダム管理事務所管内流芥処理工事（その4）（単価契約、支払額2,648,888円）について、平成21年3月31日付け神奈川県公共工事入札・契約制度改善推進会議議長通知等に反し、予定価格が工事の請負にあつては250万円、工事系委託及び一般委託にあつては100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

（企業庁 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所 p68）

- 環境整備業務委託契約（契約総額25,409,554円、契約期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に係る令和7年3月分の支払額705,820円の履行確認について、令和7年3月31日までに行うべきところ、同年4月3日に行っていた。

（教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p76）

- 管理者講習業務及び調査業務委託契約（契約額16,406,000円）及び神奈川県公安委員会猟銃技能講習事務委託契約（ライフル銃等及び散弾銃）ほか1件（単価契約、支払額計12,381,600円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

（公安委員会 総務部会計課 p87）

イ 内容的に特記すべき事案

（7） 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの

- （a） 契約事務において、物品の購入を含む令和6年度公園整備工事（県単）その4令和6年度公園緑地等維持管理工事（県単）その1合併（契約額497,200円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。[既報告]
- （b） 物品管理事務において、賃貸借により調達した仮設トイレ2棟（契約額1,169,300円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。[既報告] 【再掲】
- （c） 文書の管理において、令和5年度道路維持管理工事（県単）その1道路保守業務委託契約に係る変更協議関係書類1点を紛失していた。[既報告]
- （d） 事務事業の執行において、健康増進法に規定する第一種施設である横須賀土木事務所の庁舎管理に当たり、同法等により、同事務所の敷地内は、喫煙することができる場所が区画され、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示する等の要件を満たした特定屋外喫煙場所以外は喫煙禁止場所とされているにもかかわらず、これらの要件を満たさない場所を喫煙場所とし、灰皿を利用できる状態で設置していた。また、当該喫煙場所の一部については、望まない受動喫煙を生じさせ得る場所を喫煙場所としており、同法により求められる配慮が不十分であった。[既報告]

（県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p63）

- （a） 収入事務において、証明書交付手数料等として領収した現金11件、37,200円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。

- (b) 支出事務において、つりざお・ルアー等購入代1件、292,479円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
- (c) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。
 - a' 校内支障樹木剪定業務委託契約ほか1件（契約額計1,138,500円）について、一括して競争入札により契約者を決定すべきところ、校内支障樹木分（契約額968,000円）及び長井海洋実習場支障樹木分（同170,500円）に分割し、前者については見積合せにより、後者については見積合せを省略して、随意契約を締結していた。
 - b' 湘南丸船舶局及び船舶地球局定期検査請負契約（契約額2,145,000円）について、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札を実施すべきところ、事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。また、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

（教育委員会 神奈川県立海洋科学高等学校 p77）

- (a) 支出事務において、中学部2年生校外学習の引率に係る施設入場料11件、5,500円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。
- (b) 庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和6年11月分の給与1名分、160,756円について、学校職員の給与等に関する条例に基づき令和6年11月15日に支給すべきところ、同年12月16日に支給していた。
- (c) 歳計外現金事務において、歯科保健指導謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、612円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立保土ヶ谷支援学校 p84）

b 同一箇所での同一の法律・規則違反が3件以上あったもの

(a) 収入

- 証明書交付手数料等として領収した現金11件、37,200円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。【再掲】

（教育委員会 神奈川県立海洋科学高等学校 p77）

(b) 支出

- 供用自動車等の車検・法定点検整備業務委託に係る令和6年4月分の委託料ほか2件（支払額計494,902円）について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。また、議場多目的傍聴室設置工事監理業務委託に係る委託料1件、472,857円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

（総務局 総務室 p36）

- 令和6年10月分の複写代6件、396,916円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

(総務局 財政部税制企画課 p37)

- モニター等購入代ほか2件（支払額計62,911円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

(環境農政局 農水産部水産課 p44)

- 被爆者等健康診断委託料18件、331,904円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。

(福祉子どもみらい局 福祉部生活援護課 p50)

- 令和6年4月分の母子生活支援施設入所措置費ほか8件（支払額計2,643,227円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。【再掲】

(健康医療局 神奈川県小田原保健福祉事務所 p56)

(c) 契約

- レターパック購入代ほか15件（支払額計234,620円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

(総務局 神奈川県藤沢県税事務所 p39)

- 令和6年度切手購入代5件、136,734円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。[既報告]

(福祉子どもみらい局 神奈川県立女性相談支援センター p51)

- 令和6年4月分のガス代ほか11件（支払額計57,448円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

(健康医療局 神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター p57)

- 全公立展配布用チラシ印刷代ほか3件（支払額計428,615円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立柏陽高等学校 p74）

- 東京家政学院大学アリーナ等使用契約（単価契約、支払額516,000円）について、決裁の手続を行わないまま契約を締結していた。また、令和6年5月分から同年8月分まで（支払額計408,500円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p76）

- 普通教室棟5階絶縁不良修繕工事契約ほか3件（契約額計8,783,764円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

（教育委員会 神奈川県立海老名高等学校 p82）

(d) 財産

- 購買室ほか2件に係る教育財産の目的外使用許可（使用料計1,065円）について、許可日及び許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。

（教育委員会 神奈川県立寒川高等学校 p83）

(e) 行政監査

- 産業廃棄物収集運搬及び処分業務に係る支払関係書類など計13点を紛失していた。【既報告】

（教育委員会 神奈川県立生命の星・地球博物館 p72）

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

(a) 財産

- 令和元年度に処分した魚礁（台帳価格160,700,000円）について、神奈川県県有財産規則の規定に基づく工作物に係る県有財産台帳の補正が、著しく遅延していた。【再掲】

（環境農政局 農水産部水産課 p44）

- 教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和6年度の共架電線に係る使用料1件、1,360円が徴収不足であった。

（教育委員会 神奈川県立横須賀南高等学校 p80）

(b) 行政監査

- 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である照明器具部品（反射板）等について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立小田原城北工業高等学校 p81）

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

- 該当なし

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

(a) 収入

- 障害児保護措置費自己負担金12件、8,160円について、調定が3月を超えて遅れていた。

（福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所 p51）

- 教育財産の目的外使用許可に係る研修室の使用料5件、20,175円について、年度内に調定していなかった。

（教育委員会 生涯学習部文化遺産課 p70）

- 令和4年度に前渡金受領職員口座で発生した預金利子1件、1円の収入に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定められた手続により行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立横浜旭陵高等学校 p73）

(b) 契約

- 東海自然歩道管理委託契約ほか2件（契約額計6,880,500円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

（環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p44）

- 道志第3発電所上水槽除塵設備修理工事ほか10件（契約額計133,002,100円）及び相模川水系ダム管理事務所管内流芥処理工事（その4）（単価契約、支払額2,648,888円）について、平成21年3月31日付け神奈川県公共工事入札・契約制度改善推進会議議長通知等に反し、予定価格が工事の請負にあっては250万円、工事系委託及び一般委託にあっては100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。【再掲】

（企業庁 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所 p68）

- 令和6年度県職員採用試験等論文採点業務委託ほか2件（単価契約、支払額計4,987,004円）及び採用試験情報システムのシステム改修業務委託（契約額2,225,740円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える競争入札又は随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

（人事委員会事務局 神奈川県人事委員会事務局総務課 p87）

- 管理者講習業務及び調査業務委託契約（契約額16,406,000円）及び神奈川県公安委員会猟銃技能講習事務委託契約（ライフル銃等及び散弾銃）ほか1件（単価契約、支払額計12,381,600円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。【再掲】

（公安委員会 総務部会計課 p87）

(c) 行政監査

- 神奈川県中央児童相談所（以下「中央児相」という。）が児童を措置委託し、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所（以下「大和綾瀬地域児相」という。）が所管する里親に対して支給する里親委託費の被虐待児等受入加算（月額13,050円）について、措置児童に療育手帳が交付され、令和5年1月から当該加算の対象となったため、中央児相が加算の認定を行うべきところ、令和6年2月までこれを行っていなかった。これにより、当該里親に里親委託費を支給する大和綾瀬地域児相において、14か月分の加算額182,700円の支給が遅れることとなった。

（福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所 p51）

b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの

- 該当なし

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

- 該当なし

d 業者等への支払の期限を6月以上超過しているもの

- 該当なし

e 上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの

- 該当なし

(2) 複数の機関で認められた事案

(1)とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(1)で示した事案も含む。)

ア 予算執行

- 予算の執行に当たり、科目を誤っていたものがあつた。(8か所)
また、局内の所属に対して、誤った科目で執行するよう通知した(1か所)ことにより、通知を受けた所属が科目を誤っていたものがあつた。
この不適切な取扱い、予算の執行における科目についての理解や確認が不十分であつたことなどによるものである。
- 予算の執行に当たり、会計年度所属区分を誤っていたものがあつた。(6か所)
この不適切な取扱い、事務手続の理解が不十分であつたこと、進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

イ 収入

- 使用料等の調定に当たり、3月を超えて遅れていたものがあつた。(5か所)
この不適切な取扱い、事務手続の理解が不十分であつたこと、複数の職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。

ウ 支出

- 公共料金等の支払に当たり、支払期限までに支払を行っていないかあつたものがあつた。(41か所)
この不適切な取扱い、所要の手続を失念していたこと、進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

エ 契約

- 履行確認に当たり、検査調書を作成していなかったもの又は検査調書を作成していなかった場合に必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていないものがあつた。(21か所)
この不適切な取扱い、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。
- 予定価格が100万円を超える競争入札又は随意契約等について、速やかに契約結果等を公表すべきところ、公表していないものがあつた。(10か所)
この不適切な取扱い、所要の手続を失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。
- 契約の締結に当たり、必要な事項が記載されていないなど、契約書の内容が適切でないものがあつた。(8か所)
この不適切な取扱い、複数の職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。

- 契約期間の開始日が令和6年4月1日である契約に当たり、会計局長通知に反して同月30日までに契約を締結していなかったものがあった。(6か所)
この不適切な取扱い、進行管理が不十分であったことなどによるものである。
- 随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、見積合せを実施せず、一者随意契約を行っていたものがあった。(6か所)
この不適切な取扱い、財務規則等についての理解や確認が不十分であったこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。
- 変更契約をすべきところ、行っていなかったものがあった。(6か所)
この不適切な取扱い、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。
- 競争入札により契約者を決定すべきところ、随意契約を行っているものがあった。(5か所)
この不適切な取扱い、類似契約を一括発注すべき認識を欠いていたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。
- 契約で定めた内容を遵守させていなかったものがあった。(5か所)
この不適切な取扱い、契約書で定めた内容の確認が不十分であったことなどによるものである。
- 履行確認に当たり、期限までに検査を完了していなかったものがあった。(4か所)
この不適切な取扱い、関連法規に対する認識の不足、進行管理が不十分であったことなどによるものである。
- 令和6年度の予算で執行する契約について、会計局長通知に反し、令和5年度中に契約を締結していたものがあった。(3か所)
この不適切な取扱い、事務手続の理解が不十分であったことなどによるものである。

オ 財産

- 行政財産等の使用許可等を行わずに電柱等が設置されていた事案に対する不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額の請求に当たり、事業者の消滅時効援用により請求額の一部が徴収できなかったものがあった。(6か所)
この不適切な取扱い、管理する財産の現状把握が不十分であったことなどによるものである。

- 神奈川県財務規則の規定に反して物品の出納に係る手続などを行っていなかったものがあつた。（５か所）

この不適切な取扱い、財務規則上の物品である認識を欠いていたこと、複数の職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。

- 行政財産等の使用許可等に当たり、所定の日までに更新許可を行っていなかったものや、許可期間の開始日等を遡って許可を行っていたものがあつた。（４か所）

この不適切な取扱い、進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

カ 庶務

- 現金支給の対象となつた臨時的任用職員の給与について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等に規定される期日に遅れて支給していたものがあつた。（３か所）

この不適切な取扱い、複数の職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。

キ その他

- 謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限内に納付を行っていなかったものがあつた。（７か所）

この不適切な取扱い、所要の手続を失念していたこと、進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

ク 行政監査

- 神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となる契約について、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があつたにもかかわらず、これを行っていなかったものがあつた。（４か所）

この不適切な取扱い、神奈川県個人情報取扱事務委託基準についての理解や確認が不十分であつたことなどによるものである。

- 書類を紛失していたものがあつた。（３か所）

この不適切な取扱い、適正な文書管理の重要性についての認識を欠いていたことなどによるものである。

3 要改善事項

要改善事項は6件で、令和6年監査に比べて2件減少した。

項 目	令和7年 監 査	令和6年 監 査	比 較 増 減
(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	3 件	6 件	△3 件
(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	3	2	1
計	6	8	△2

指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

ア ETCマイレージサービスの登録に関する件

(環境農政局 農水産部畜産課)

環境農政局農水産部畜産課（以下「畜産課」という。）では、公用車1台を管理、運行しており、高速道路利用のためのETCカードを保有しているが、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社（以下「東日本高速道路株式会社等」という。）が運営する高速道路の利用によりETCマイレージサービスのポイント還元が見込めるにもかかわらず、ETCマイレージサービスに加入していなかった。

畜産課では、公用車を1台管理しており、高速道路等を通行する機会も多いことからETCカードを1枚保有している。

ETCマイレージサービスは、東日本高速道路株式会社等が実施しているサービスであり、ETCカードの所有者がETCマイレージサービスに登録することで、東日本高速道路株式会社等の1月ごとの高速道路利用料に応じてポイント（10円＝1ポイント）が加算され、一定のポイントが貯まると、高速道路利用料の支払に充当することができる制度である。このETCマイレージサービスの登録料は無料であり、ポイントは付与された年度の翌年度末まで有効となる。さらに、自動還元サービスに登録することで5,000ポイント貯まると自動的に5,000円分に交換され、次回以降の高速道路利用料に充当することにより、55,000円の料金が50,000円に割引（割引率9.09%）される。そして、神奈川県内には、ETCマイレージサービスのポイントが付与される東日本高速道路株式会社等が運営する高速道路等として、東名高速道路、新東名高速道路、第三京浜道路、横浜新道等がある。

令和5年度及び令和6年度の畜産課におけるETC利用による東日本高速道路株式会社等が運営する高速料金の支払額（令和5年度58,450円、令和6年度63,370円）を基に得られるポイントを試算すると令和5年度には5,845ポイント、令和6年度に

は6,337ポイントが貯まることになるが、畜産課ではE T Cマイレージサービスに登録していなかった。

畜産課において、E T Cマイレージサービスに登録していないのは、マイレージサービスによる還元が受けられる程度的高速道路の利用実績の見込みがないためとしている。

しかしながら、E T Cマイレージサービスへの登録料は無料であり、E T C利用による東日本高速道路株式会社等が運営する高速道路の料金支払額は一定程度あることから、E T Cマイレージサービスに登録していれば還元されたポイントを高速道路利用料に充当することで経済的な執行が可能となる。

したがって、畜産課において、E T Cマイレージサービスに登録し、還元されたマイレージを通行料金に充当することで高速道路料金の支払額を節減するよう改善する必要がある。

イ 一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約に関する件

(企業庁 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所)

神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所（以下「管理事務所」という。）において、一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約の積算に当たり、可燃ごみ等の予定数量が処理の実態を反映した適切なものとなっていなかった。

管理事務所では、事務所及び分館の一般廃棄物等収集運搬処理業務について、毎年度、一者随意契約により委託しており、令和6年度における契約額は1か月当たり40,392円（年額484,704円）となっている。

上記契約の処理数量について、従前からの考え方に則り、1か月当たりの予定数量を定め、事務所については可燃ごみ200kg、紙類等280kg、分館については可燃ごみ300kg、紙類等300kgとしていた。

しかしながら、実際の処理数量（以下「実績数量」という。）について、令和5年度及び令和6年度の2か年度分を受託業者からの報告に基づき確認したところ、次のとおり、上記の積算に基づく積算数量に対して、実績数量は、いずれもがその半分以上にとどまっており、特に分館の可燃ごみ、紙類は、予定数量が事務所より多いにもかかわらず、処理実績は事務所よりも少なくなっており、処理の実態を反映した適切なものとなっていなかった。

令和5年度処理実績

	事務所		分館	
	可燃ごみ	紙類等	可燃ごみ	紙類等
1か月当たり予定数量 a	200.0kg	280.0kg	300.0kg	300.0kg
処理実績（月平均） b	72.3kg	98.3kg	27.1kg	47.7kg
処理割合 b/a	36.2%	35.1%	9.0%	15.9%

令和6年度処理実績

	事務所		分館	
	可燃ごみ	紙類等	可燃ごみ	紙類等
1か月当たり予定数量 a	200.0kg	280.0kg	300.0kg	300.0kg
処理実績（月平均） b	88.4kg	110.0kg	30.4kg	68.3kg
処理割合 b/a	44.2%	39.3%	10.1%	22.8%

上記の契約形態としたことについて、管理事務所では、収集回数が決まっていて、収集量によって経費に大きな変動はないためとしているが、一般廃棄物の処分費用は、収集回数のみでなく、処分量に応じて変動するのが一般的である。そして、事務所及び分館の所在地である相模原市の事業系一般廃棄物の処分手数料は10kg当たり250円となっており、令和6年度に事務所及び分館から排出された年間の可燃ごみ1,426.3kgの処分費は37,500円となり、年間予定数量6,000kgを排出した場合の処分費150,000円と大きな乖離が生じている。

したがって、管理事務所の一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約について、前年度の実績数量に基づくなど実態に合った予定数量に見直す、あるいは、単価契約により毎月の収集量に合わせて精算するなど、可燃ごみ等の排出の実態を適切に反映した契約となるよう改善する必要がある。

ウ 草刈り等に係る業務委託契約に関する件

（教育委員会 行政部教育施設課）

教育局行政部教育施設課（以下「教育施設課」という。）において、普通財産として管理する土地における草刈り等の業務について、一括して発注することが可能であったにもかかわらず、年2回の業務実施の都度発注を行い、いずれも予定価格が50万円未満であることから、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約を行っていた。

教育施設課は、普通財産として管理する「元足柄上教職員公舎敷地（面積2,735.31㎡）」における草刈り及び生垣の刈込み等の業務について、年2回、外部事業者へ委託して実施している。

そして、教育施設課は、委託先業者への発注に当たっては、年2回の業務実施の都度行っており、いずれも予定価格が50万円未満であることから、「神奈川県財務規則の運用について」第50条の2関係第4項第5号を適用して見積合せを省略し、同一業者と一者随意契約を行っており、その契約額は計550,996円であった。

しかしながら、本件業務は、業務実施の都度発注しなければならないものではなく、一括して発注することが可能であったものであり、一括して発注することとすれば、令和5年度の契約における予定価格から判断すると、見積合せを行うこととなるため、契約の競争性、透明性等が向上することとなるほか、経済的な執行となることも期待される。

したがって、今後、本件敷地における草刈り等の業務の発注に当たっては、契約の競争性、透明性等を向上させるため、業務実施の都度行うのではなく、一括して発注するよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

ア 貸付金債権の回収業務委託契約に関する件

(福祉子どもみらい局 子どもみらい部子ども家庭課)

福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課（以下「子ども家庭課」という。）が締結した貸付金債権の回収業務委託契約について、受注者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提案者の参考見積額を、委託予定債権額に提案者が提案した回収率（以下「想定回収率」という。）、提案した成功報酬率（以下「成功報酬率」という。）等に乗じて算定することとしているため、高い想定回収率を提示した提案書が県の設定した予定価格を上回ることによって審査に付されることがなく無効となり、こうした提案が不利となる仕組みとなっていた。

子ども家庭課では、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の規定に基づき貸し付けた債権のうち、返還が滞っており、その回収が困難な債権の回収業務を債権回収会社等に委託（以下「貸付債権回収業務委託」という。）しており、契約に当たっては、債権回収業務のノウハウや全国規模での訪問が可能なネットワークを持っている業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式による随意契約により契約相手方を選定している。

令和6年度の貸付債権回収業務委託については、公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たり、募集要項において、委託予定債権額、当初委託料（契約締結に係る上限額）を定め、参考見積額は委託予定債権額に想定回収率、成功報酬率等に乗じて算定することとしている。また、募集要項に添付された仕様書において、受託者に支払われる成功報酬額は、債務者等から支払があった額に成功報酬率等に乗じた額を基礎とし、想定回収率に達するまでの間は、一定割合を減額して支払うことなどとしている。そして、プロポーザル方式の事務手続について必要な事項を定めたプロポーザル方式事務要領の規定により、参考見積額が予定価格を上回った提案書を無効とすることとしている。

令和6年度の貸付債権回収業務委託における提案者の応募の状況等は以下のとおりであった。

【提案者の参考見積額、予定価格の算定方法】

	(委託予定債権額)		(想定回収率)		(成功報酬率)		(消費税)		(参考見積額)
A	300,000,000 円	×	15.0%	×	17.9%	×	1.1	=	8,860,500 円
B（落札）	300,000,000 円	×	8.2%	×	22.0%	×	1.1	=	5,953,200 円
予定価格（委託上限額）	300,000,000 円	×	11.72%	×	23.0%	×	1.1	=	8,895,480 円

参考見積額が予定価格を上回った場合には審査に付されることがなく提案書が無効となるが、このように、参考見積額について、委託予定債権額に想定回収率、成功報酬率等に乗じて算定することとすると、想定回収率を高く設定した提案は、予定価格を上回る可能性が当然に高まることとなる。現に令和5年度の貸付債権回収業

務委託においては、県の予想回収率（12.0％）を上回る想定回収率（15.0％）の参考見積額（5,280,000円）の提案書について、予定価格（4,857,600円）を上回るとして無効としており、県の予想回収率を上回る想定回収率が提示された提案書が審査に付されることなく無効となる事態は、より効果的な債権回収を目指す貸付債権回収業務委託の趣旨とは異なるものとなっている。

このことについて、子ども家庭課は、参考見積額の積算に当たり、成功報酬率のほかに想定回収率も算定要素にしているのは、県の予算額を超えた見積に基づいた契約をすることができず、提案内容が県の予算額以内であることを確認する必要があるためとしている。

しかしながら、参考見積額について、想定回収率を用いず、一定の回収額（委託予定債権額に子ども家庭課が予定価格において想定した回収率を乗じた額）に成功報酬率等を乗じた額などとするにより、高い想定回収率を提案した者が不利になることを防ぐことができる。

また、予算を超える執行を避けるためには、募集要項において委託料の上限を定めていることから、これを超過した場合には委託業務を中止することがある旨の条件を付記することなどで対応することができる。

したがって、契約の競争性や業務の効率性を確保するため、貸付債権回収業務委託に係るプロポーザルの提案募集に当たっては、一定の額を回収した場合に受注者に対し支払う額を予定価格とし、参考見積額の算定に提案者が提示する想定回収率を用いない仕組みとするなど、高い想定回収率を提示したことにより県が予定する成功報酬率より低い成功報酬率を提示した提案書が不利とならないよう改善する必要がある。

イ 公園使用料の調定に関する件〔既報告〕

（県土整備局 神奈川県平塚土木事務所）

神奈川県立秦野戸川公園（以下「秦野戸川公園」という。）における臨時駐車場の管理許可に伴う土地使用料について、令和5年4月から令和6年3月までの期間における臨時駐車場の開場日に係る収入調定を翌年度である令和6年5月に一括して行っていた。

秦野戸川公園においては指定管理者制度が導入されており、秦野戸川公園の指定管理者は、公園利用者のサービス向上のために、駐車場の管理運営を指定管理業務として行っている。

神奈川県平塚土木事務所は、都市公園法第5条の規定に基づき公園施設である駐車場の管理許可を指定管理者に対して行っており、その許可期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなっている。そして、公園施設の管理許可に当たっては、神奈川県都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第24条に基づき、

使用料を徴収することとされており、その算定に当たっては、都市公園条例別表第2により、使用部分の土地の面積や使用期間などに応じて算定することとなるが、駐車場に係る使用料については、「指定管理者等に対する都市公園使用料の取扱いについて」（平成18年3月1日都公第453号県土整備部長通知）において、土地の面積については直接使用収益をあげている区域のみを、使用期間については駐車料金を徴収する日数のみをそれぞれ算定の対象とすることとする特例措置が定められている。

秦野戸川公園の駐車場には、常設駐車場（使用料徴収対象面積9,782.30㎡、収容台数334台）と臨時駐車場（使用料徴収対象面積6,444.00㎡、収容台数240台）があり、駐車料金を徴することのある期間（以下「有料開場期間」という。）は、ともに令和5年4月から令和6年3月とされているが、常設駐車場は、有料開場期間の全日開場されるのに対して、臨時駐車場は、指定管理者が有料開場期間の各日の状況に応じて開場する日を決定しており、有料開場期間が終了するまでは、駐車料金を徴収する日数が確定しないことになる。このようなことから、神奈川県平塚土木事務所は、常設駐車場については当該年度当初に土地使用料の調定を行っているが、臨時駐車場については、翌年度の4月7日までに指定管理者から提出される使用実績報告書に基づき調定を行っており、令和5年4月から令和6年3月までを対象期間とする分については、常設駐車場分の347,193円は令和5年5月10日に、臨時駐車場分の9,034円は翌年度である令和6年5月14日に調定を行っていた。

しかしながら、臨時駐車場について、年度当初に既に管理許可がなされているにもかかわらず、当該管理許可に伴う土地使用料の調定を一括して翌年度に行っている現状は、早期の収入確保の観点からみて適切とは認められない。また、神奈川県平塚土木事務所では、同事務所管内の他の都市公園における駐車場の管理許可や年度当初に占用許可がなされている道路、河川等の当該占用許可に伴う土地使用料の調定は、遅くとも第1四半期内には行われていることから、これらの事案との公平性の観点からみても適切とは認められない。さらに、指定期間が終了し、指定管理者が変更となった場合に、変更後の指定管理者から指定期間開始前の臨時駐車場に係る土地使用料を誤徴収するリスクもある。

したがって、秦野戸川公園における臨時駐車場の管理許可に伴う土地使用料の調定に当たっては、事務処理の負担にも留意しつつ、四半期など一定の期間が経過して駐車料金を徴収する日数が確定するごとに調定を行うこととするなどして、土地使用料の調定に係る事務が適切に行われるよう改善する必要がある。

ウ 道路パトロール業務委託契約に関する件

(県土整備局 神奈川県厚木土木事務所)

神奈川県厚木土木事務所（以下「事務所」という。）において、県道70号（秦野清川）（以下「県道70号」という。）に係る日常の道路パトロール業務委託契約の締結に当たり、競争入札等を経ることなく、事務所が管理する区間（以下「厚土区間」という。）の緊急補修工事等指定業者と一者随意契約を行っていた。

県道70号は、国道246号と交差する秦野市落合地内から、県道64号（伊勢原津久井）と交差する清川村宮ヶ瀬地内に至る、延長約30kmの路線であり、このうち清川村内は厚土区間、秦野市内は神奈川県平塚土木事務所が管理する区間となっている。当該道路は、林道として昭和9年に整備され、昭和25年から県道として管理されているが、当初から県道として計画的に整備されたものではないため、他の県道と比較して災害に脆弱な道路である。

事務所では、管内の各県管理路線について、日常の道路パトロールを週2回実施している。令和4年度までは、全路線について事務所職員が実施していたが、厚土区間については、令和5年度から業務の効率化を図るため委託化し、事務所と「神奈川県県土整備局管理道路の緊急補修工事等に関する覚書」を締結している当該区間の緊急補修工事等指定業者と一者随意契約を締結しており、令和6年度の支払額は6,118,200円となっている。

事務所によると、厚土区間は、急峻な斜面を削って整備された路線のため、道幅は狭く、急カーブが続き、一般車のすれ違いも不可能な区間が多く、バスなどの大型車の通行はできない状況とのことである。このため、厚土区間における日常の道路パトロール業務委託においては、異常発生時に速やかに通行止めを行うとともに、パトロール時に斜面の異変等を認識し、異常のある場所を正確に伝えられる能力や危険箇所の日常的な把握といった、現場に対する高い精通度とノウハウを受注する業者に求めているとのことである。そして、厚土区間の緊急補修工事等指定業者はこうした条件を全て満たしていることから、当該道路パトロール業務を他者が実施する場合と比べ、即応性に優れ、かつ経済的であり、安全・円滑で適切なパトロールが行える唯一の者であると認められるとしている。

しかしながら、これはあくまで事務所の主観的な評価であり、実際に他の事業者に対して、厚土区間における日常道路パトロール業務の実施可否を確認したものではない。本事案のように、一者随意契約の理由となり得る受注者の一者占有性について、特殊な技術や特許等、客観的に判別できる事実ではなく、事務所の主観的な評価に基づき判断し、一者随意契約により契約を締結した場合、他の事業者が契約締結の機会を逸することになるほか、契約締結手続の透明性が確保されないこととなる。

したがって、本件委託契約の締結に当たっては、一般競争入札あるいは事前公募

などの競争的手続により、他の事業者に対しても広く募集要件を明示し、契約締結
手続の公平性及び透明性を確保するよう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は168か所であり、また、認められなかった箇所は375か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「2 不適切事項」の「(1) 特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

ア 政策局（7か所、12件）

(7) 本庁機関（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和7年8月26日（令和7年7月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度かながわSDGsパートナー管理システム保守業務委託契約（契約額3,451,800円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。
政策部情報公開広聴課	令和7年8月26日（令和7年7月17日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年9月分の「わたしの提案」後納郵便料6,688円について、支払期限までに支払を行っていなかった。

(イ) 出先機関（5か所、10件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県統計センター〔既報告〕	令和7年1月15日（令和6年12月6日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和6年7月分の給与1名分、151,071円について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和6年7月16日に支給すべきところ、同年8月1日に支給していた。

神奈川県立公文書館 〔既報告〕	令和7年3月 21日（令和6 年12月5日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあ った。 1 事務用什器の購入契約（契約額 5,445,000円）の履行確認に当たり、神奈 川県財務規則に基づき検査調書を作成し なければならない場合に該当するにもか かわらず、これを作成していなかった。 2 令和6年度のデジタルサイネージ機器 の購入契約ほか1件（契約額計44,220 円）について、契約準備期間中は見積合 せ結果の通知の送付までしか認められて いないにもかかわらず、令和5年度に契 約を締結していた。
神奈川県立かながわ 県民活動サポートセ ンター〔既報告〕	令和7年1月 30日（令和6 年12月17日及 び同月18日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、駐車場通信機器の賃 貸借契約（契約額32,076円）について、債 務負担行為としての議会の議決を経ること なく、年度を超えて契約を締結していた。 また、前金払できる経費に該当しないにもか かわらず、できるものとして契約を締結して前 金で支払っていた。
神奈川県横須賀三浦 地域県政総合センタ ー	令和7年4月 23日及び同年 9月9日（令 和7年2月21 日及び同月25 日から同月27 日まで職員調 査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、不当利得返還請 求権に基づく使用許可前の期間に係る使 用料相当額1,940円について、（款）諸収 入（項）雑入（目）雑入（節）環境費雑 入とすべきところ、（款）使用料及び手 数料（項）使用料（目）環境使用料 （節）自然保護費使用料で収入してい た。 2 契約事務において、令和6年度農村振 興総合整備事業（公共）諸磯小網代地区 畑地かんがい施設・農道工事契約（契約 額27,980,040円）について、県土整備局 長通知に反し、予定価格が250万円を超え

		る入札であったにもかかわらず、入札・契約情報等を公表していなかった。〔特記前出〕 3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 第一種電柱2本及び支線1条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年9月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額206,620円のうち153,525円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 (2) 三浦市に対する普通財産（城ヶ島駐車場、12,115.48㎡）の貸付けに当たり、三浦市から転貸された商工会議所が同団体の事業に使用しており、三浦市が公用又は公共用に使用しているとは認められないため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準第3条では、貸付料の減額ができないにもかかわらず、令和4年度から同条に基づき減額して貸し付けており、令和6年度において貸付料2,575,995円を減額していた。〔特記前出〕
神奈川県県央地域県政総合センター	令和7年4月24日（令和7年2月17日から同月20日まで職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、令和6年度厚木合同庁舎自動火災報知器設備改修工事請負契約（契約額15,620,000円）の締結に当たり、契約書に定める契約の保証を付すことなく契約を行っていた。また、神奈川県財務規則の規定に基づき、契約書に契約保証金額を記載すべきところ、これを記載していなかった。〔特記前出〕 2 財産管理事務において、第一種電柱1

		本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額83,034円のうち58,692円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 また、昭和36年4月に設置した橋梁及び平成15年4月に設置したケーブルトラス橋に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年10月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額のうち、157,510円は徴収したものの、平成26年11月7日以前の使用料相当額が事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
--	--	---

イ 総務局（12 か所、14 件）

(7) 本庁機関（7 か所、8 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和7年8月26日（令和7年6月30日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、供用自動車等の車検・法定点検整備業務委託に係る令和6年4月分の委託料ほか2件（支払額計494,902円）について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。また、議場多目的傍聴室設置工事監理業務委託に係る委託料1件、472,857円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 〔特記前出〕

デジタル戦略本部室	令和7年8月 26日（令和7 年7月4日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、Microsoft365クラウドサービス接続環境構築及び保守業務委託契約（契約額220,852,500円）について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約で定められた書面による事前の承認を行っていなかった。〔特記前出〕
組織人材部職員厚生課	令和7年8月 26日（令和7 年7月2日職 員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、令和5年に支給した恩給及び退職年金15件、14,792,732円について、公的年金等支払報告書を地方税法に定められた期限までに受給者が在住する市区町村の長に提出していなかった。また、このうち4件、1,714,632円について、源泉徴収票を受給者に交付すべきところ、年収60万円以下の者は不要であると誤認したため、所得税法に定められた期限までに交付していなかった。
組織人材部文書課	令和7年8月 26日（令和7 年7月3日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年度知的障害者文書集配等運營業務委託契約（契約額16,397,263円）に係る令和6年5月分の概算払額1,366,438円の支払について、契約で定められた期日までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕
財政部財政課	令和7年8月 26日（令和7 年7月10日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、オンラインワンストップ特例申請サービス利用に係る基本使用許諾契約（単価契約、支払額149,050円）に係る令和6年4月分の支払額11,330円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。
財政部税制企画課	令和7年8月 26日（令和7 年7月9日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和6年10月分の複写代6件、396,916

		円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕 2 神奈川県税事務所ほか5県税事務所に配備された公用車8台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和6年度において受信料47,232円を支払っていた。
財産経営部財産経営課	令和7年8月26日（令和7年7月8日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、横須賀警察署上町一丁目連絡所除却工事に係る令和5年度繰越明許費8,555,000円について、神奈川県住宅営繕事務所からの令和6年6月14日付け再配当要求に基づき、速やかに再配当を行うべきところ、著しく遅延した令和7年5月15日に行っていた。

(4) 出先機関（5か所、6件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県神奈川県税事務所	令和7年3月7日（令和7年1月14日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、タクシー借上げ契約（単価契約、支払額0円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。 2 税務事務において、法人事業税及び特別法人事業税の確定申告額1件、60,377,900円について、申告期限後に申告額が過大であったことが判明したため、減額更正すべきであったにもかかわらず、法人からの求めに応じて確定申告書を差し替えて対応していた。その結果、過誤納となった本税6,531,000円の返還に当たり、減額更正によれば生じなかった還付加算金が4,300円発生していた。

神奈川県緑県税事務所	令和7年9月18日（令和7年2月20日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、レイアウト変更に伴う書類等及び不要什器運搬委託（契約額1,100,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える競争入札であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。
神奈川県川崎県税事務所	令和7年9月18日（令和7年4月25日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県川崎県税事務所清掃業務請負契約（契約額2,078,971円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に係る令和7年3月分の支払額146,533円の履行確認について、令和7年3月31日までにやるべきところ、同年4月7日に行っていた。
神奈川県藤沢県税事務所	令和7年6月24日（令和7年2月27日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、レターパック購入代ほか15件（支払額計234,620円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県厚木県税事務所	令和7年5月22日（令和7年2月14日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、公用車の車検費用1件、58,780円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

ウ くらし安全防災局（5か所、7件）

(7) 本庁機関（4か所、6件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和7年7月31日（令和7年6月2日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、「契約のきりふだ（高齢者編）」デザイン作成等業務委

	員調査)	託料1件、221,100円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税20,522円を源泉徴収していなかった。
防災部消防保安課	令和7年7月31日（令和7年6月2日及び同月3日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和6年7月分の危険物タンクのスロッシング被害予測システム回線使用料20,680円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分の神奈川県消防救急デジタル無線共通波回線使用料42,944円を支払期限より後に支払っていた。 2 令和6年12月分の神奈川県消防救急デジタル無線共通波回線使用料42,944円について、支払期限までに支払を行っていなかった。
くらし安全部くらし安全交通課	令和7年7月31日（令和7年6月4日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、神奈川県交通安全県民運動ポスター印刷契約（契約額793,903円）に係る令和6年11月分の支払額301,139円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、1,600円を支払っていた。 2 事務事業の執行において、犯罪被害者等支援員養成講座開催業務委託契約（契約額590,744円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、個人情報の取扱責任者及び従事者の届出など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。

くらし安全消費生活課	令和7年7月31日（令和7年6月5日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、「契約のきりふだ（高齢者編）」デザイン作成等業務委託料1件、221,100円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税20,522円を源泉徴収していなかった。
------------	-------------------------	---

(イ) 出先機関（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県総合防災センター	令和7年6月19日（令和7年3月14日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年9月分のガス代ほか2件（支払額計1,414,215円）について、約款等で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅収料金2件、42,210円を支払っていた。〔特記前出〕

エ 文化スポーツ観光局（5か所、5件）

(7) 本庁機関（4か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和7年8月13日（令和7年6月10日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、神奈川県関連特定失踪者及び映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会のチラシ、ポスター印刷業務1件、138,545円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
国際課	令和7年8月13日（令和7年6月11日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、留学生支援拠点の運営を委託した事業者等へのプロジェクターほか185点の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則で定められた局長の承認を受けていないなど適正な手続を経ずに貸付けを行っていた。

文化課	令和7年8月13日（令和7年6月12日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年度神奈川県立青少年センター演劇資料室の運営協力における演劇ボランティアへの謝礼金1件、54,600円について、支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。
スポーツ課	令和7年8月13日（令和7年6月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度セーリング海上体験会実施業務委託契約（契約額9,130,000円）について、体験会の実施回数の減少等に伴い、変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者との間の協議に基づき、当初契約額より162,201円減額した8,967,799円を支払っていた。

(4) 出先機関（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立スポーツセンター	令和7年4月17日（令和7年3月11日及び同月12日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度3033体力測定会業務委託契約（契約額3,484,800円）について、プロポーザル方式による提案書の提出招請時に公表した仕様書に3033運動キャンペーンイベントの事業内容等を明示すべきところ、これを行っていなかった。 また、契約書に添付される仕様書にも同内容を明示していなかった。

オ 環境農政局（14か所、27件）

(7) 本庁機関（4か所、8件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和7年8月21日（令和7年6月24日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額244,995円のうち16,083円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）農林水産業費雑入とすべきところ

		ろ、（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）農林水産業使用料（節）畜産業費使用料で収入していた。 2 支出事務において、共架ケーブル移設工事代1件、182,600円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
環境部資源循環推進課	令和7年8月21日（令和7年7月3日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」に係るLINE広告業務委託契約（契約額407,000円）について、仕様書で定めた業務内容を変更したにもかかわらず、契約当事者間で書面による合意を行っていなかった。
農水産部畜産課	令和7年8月21日（令和7年6月27日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額244,995円のうち16,083円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）農林水産業費雑入とすべきところ、（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）農林水産業使用料（節）畜産業費使用料で収入していた。 2 財産管理事務において、変電所用地に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額1,152,894円のうち907,899円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 （要改善事項） 「E T Cマイレージサービスの登録に関する件」（前記3(1)ア参照）

農水産部水産課	令和7年8月21日（令和7年6月25日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、モニター等購入代ほか2件（支払額計62,911円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕 2 財産管理事務において、令和元年度に処分した魚礁（台帳価格160,700,000円）について、神奈川県県有財産規則の規定に基づく工作物に係る県有財産台帳の補正が、著しく遅延していた。〔特記前出〕
---------	--------------------------	--

(4) 出先機関（10 か所、19 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県環境科学センター	令和7年9月9日（令和7年4月24日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、タイヤ入替え代2件、11,000円の執行に当たり、「（節）需用費」とすべきところ、「（節）役務費」で執行していた。 2 支出事務において、消防用設備点検業務委託契約（契約額722,700円）に係る前期分の支払額283,745円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 3 物品管理事務において、常時監視測定室（価格1,812,800円）について、不用決定を行わないまま処分していた。〔特記前出〕
神奈川県自然環境保全センター	令和7年7月29日（令和7年4月10日及び同月11日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、東海自然歩道管理委託契約ほか2件（契約額計6,880,500円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕

神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	令和7年2月25日及び同年9月19日（令和7年2月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、施肥技術講習会受講料ほか1件（支払額計21,250円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所	令和7年2月25日及び同年9月19日（令和7年2月20日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、ウイルス検査キット購入代1件、24,200円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、第46回施設園芸総合セミナー・機器資材展の参加費（テキスト代）1件、12,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。
神奈川県畜産技術センター	令和7年5月19日及び同年9月19日（令和7年5月16日及び同月19日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額810,972円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に基づく貸付けに当たり、缶、ペットボトル、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすることなど、仕様書で定める条件の一部を遵守させていなかった。 (2) 総合研究棟LED化工事（契約額6,741,900円）について、契約書で定めた工事内容に変更が生じたことに伴

		い、変更契約を締結すべきところ、これを行っていなかった。 2 工事事務において、総合研究棟LED化工事（契約額6,741,900円）について、材料の仕様を誤って設計し、照明器具201台のうち71台は納入後に施工することができずに不要となったため、施工されなかった照明器具71台分の工事材料相当額1,067,000円の支出を要することとなり、不経済な執行となっていた。〔特記前出〕
神奈川県県央家畜保健衛生所	令和7年7月4日（令和7年4月28日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、殺鼠剤等購入代1件、1,575,860円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県水産技術センター	令和7年3月19日（令和6年12月6日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、水産庁から国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が受託している令和5年度水産資源調査・評価推進委託事業の共同実施機関として実施している200海里内漁場資源調査（概算事業費27,582,405円）について、神奈川県水産技術センター相模湾試験場（以下「相模湾試験場」という。）が、当該調査に要した費用を神奈川県水産技術センター本所（以下「本所」という。）へ実績報告を行う際に、資源管理計画等評価事業（事業費1,050,328円）に係る費用を含めて報告しなければならないにもかかわらず、これを含めず報告し、また、本所においては、相模湾試験場からの実績報告書の内容を十分確認しないまま、受託事業に要した費用（実績報告書）を機構に

		報告したため、当該事業に係る受託事業収入額が629,245円過小となっていた。 〔特記前出〕 2 支出事務において、令和6年4月分の電話料金3,091円について、支払期限までに支払を行っていなかった。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) セレノネイン摂取による健康機能評価試験委託契約（契約額3,498,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 (2) 非常用発電機の賃貸借契約（契約額126,720円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月13日に締結していた。
神奈川県水産技術センター内水面試験場	令和7年3月19日（令和6年12月9日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、工事により取得したEV充電器（価格198,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
神奈川県水産技術センター相模湾試験場	令和7年3月19日（令和6年12月10日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、水産庁から国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が受託している令和5年度水産資源調査・評価推進委託事業の共同実施機関として実施している200海里内漁場資源調査（概算事業費27,582,405円）について、神奈川県水産

		技術センター相模湾試験場（以下「相模湾試験場」という。）が、当該調査に要した費用を神奈川県水産技術センター本所（以下「本所」という。）へ実績報告を行う際に、資源管理計画等評価事業（事業費1,050,328円）に係る費用を含めて報告しなければならないにもかかわらず、これを含めず報告し、また、本所においては、相模湾試験場からの実績報告書の内容を十分確認しないまま、受託事業に要した費用（実績報告書）を機構に報告したため、当該事業に係る受託事業収入額が629,245円過小となっていた。 〔特記前出〕 2 契約事務において、令和6年度二宮・平塚海岸養浜環境影響調査分析委託業務契約（予定価格1,131,581円）の締結に当たり、競争入札を行うべきところ、見積合せを行い随意契約により契約していた。
神奈川県東部漁港事務所	令和7年8月13日（令和7年4月8日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年8月分の電気料2件、10,062円について、納期限までに支払を行っていなかった。

カ 福祉子どもみらい局（18か所、21件）

(7) 本庁機関（9か所、10件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和7年8月22日（令和7年6月25日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、会議等に係る手話通訳費1件、33,500円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
共生推進本部室	令和7年8月22日（令和7年6月25日及	（不適切事項） 支出事務において、令和6年度神奈川県困難女性つながりサポート事業委託契約

	び同月26日職員調査)	(契約額35,882,550円)に係る第3四半期の概算払額8,970,637円について、契約で定められた期日に支払を行っていなかった。また、令和6年度における神奈川県女性自立支援施設の管理に関する協定(指定管理料143,796,046円)に係る令和6年4月分の概算払額10,937,541円について、協定で定められた期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕
子どもみらい部次世代育成課	令和7年8月22日(令和7年6月30日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和6年度児童福祉審議会保育部会(第1回及び第2回)に係る委員報酬2件、38,000円について、あらかじめ定めた支払日に支払を行っていなかった。
子どもみらい部子ども家庭課	令和7年8月22日及び同年9月22日(令和7年6月27日職員調査)	(要改善事項) 「貸付金債権の回収業務委託契約に関する件」(前記3(2)ア参照)
子どもみらい部青少年課	令和7年8月22日(令和7年7月2日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、下水管の設置に係る行政財産の使用許可について、令和6年4月1日までに更新許可をすべきところ、これを行わず、許可がないまま下水管を設置させていた。なお、その後、同年5月30日を始期とする許可を行っていた。
子どもみらい部私学振興課	令和7年8月22日(令和7年7月1日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、全国私立学校審議会連合会令和6年度理事会に係る委員への報酬19,000円及び旅費1,094円について、支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。
福祉部障害福祉課	令和7年8月22日(令和7年7月16日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和6年度障がい者差別相談窓口運営業務委託契約(契約額7,359,137円、契約期間:令和6年5月1日

		から令和7年3月31日まで)について、契約期間の開始日までに契約を締結していなかった。
福祉部障害サービス課	令和7年8月22日及び同年9月22日(令和7年7月22日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和6年度障害者総合支援法指定事業所管理システム運用事業委託契約(契約額1,452,000円、契約期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年6月5日に締結していた。 2 福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課が仕様を作成し、神奈川県立中井やまゆり園が実施した中井やまゆり園アスベスト調査(スクリーニング調査及び定性分析調査)業務委託契約(単価契約、支払額5,065,500円)の調査対象である13施設(延床面積9,394.38㎡)のうち7施設(同6,574.91㎡)の外壁について、令和4年度に実施した中井やまゆり園アスベスト含有分析調査業務委託契約(契約額3,190,000円)によりアスベスト含有の結果を把握していたにもかかわらず、今回の調査においてもスクリーニング調査を実施していた。
福祉部生活援護課	令和7年8月22日(令和7年7月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、被爆者等健康診断委託料18件、331,904円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。〔特記前出〕

(4) 出先機関（9か所、11件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立女性相談支援センター〔既報告〕	令和7年3月14日（令和7年2月3日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度切手購入代5件、136,734円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県中央児童相談所	令和7年3月6日（令和6年12月19日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、障害児保護措置費自己負担金12件、8,160円について、調定が3月を超えて遅れていた。〔特記前出〕 2 事務事業の執行において、神奈川県中央児童相談所（以下「中央児相」という。）が児童を措置委託し、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所（以下「大和綾瀬地域児相」という。）が所管する里親に対して支給する里親委託費の被虐待児等受入加算（月額13,050円）について、措置児童に療育手帳が交付され、令和5年1月から当該加算の対象となったため、中央児相が加算の認定を行うべきところ、令和6年2月までこれを行っていなかった。これにより、当該里親に里親委託費を支給する大和綾瀬地域児相において、14か月分の加算額182,700円の支給が遅れることとなった。〔特記前出〕
神奈川県平塚児童相談所	令和7年9月22日（令和7年1月24日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、腸内細菌検査委託契約（単価契約、支払額4,004円）について、検便採取容器代（1件、1,088円（税抜））が有料となったことから、契約権限者の決裁を得た上で、契約金額の変更に係る請書

		の変更を行うべきところ、これらの手続を行わないまま、口頭により検便容器の発注を別途行っていた。
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	令和7年9月16日（令和7年2月13日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 鎌倉三浦地域児童相談所太陽光発電設備設置工事により取得した太陽光発電設備（台帳価格17,435,072円）について、神奈川県県有財産規則の規定に基づく工作物に係る県有財産台帳の補正を行っていなかった。〔特記前出〕 2 鎌倉三浦地域児童相談所太陽光発電設備設置工事により新設した電気設備（台帳価格1,740,128円）について、固定資産取扱要領に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則の規定に基づく県有財産台帳の補正を行っていなかったため、建物台帳価格が1,740,128円過小であった。〔特記前出〕
神奈川県小田原児童相談所	令和7年9月19日（令和7年3月3日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、児童福祉法第28条に基づく児童の施設等への入所に関する審判申立に係る代理人契約の契約金のうち、令和5年度に履行確認した横浜家庭裁判所小田原支部への申立受理後の支払分4件、330,000円について、令和5年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、令和6年度予算により支出していた。
神奈川県厚木児童相談所	令和7年3月3日（令和7年1月15日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、緊急短期里親委託費1件、86,096円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、支払手続が会計年度を超えて遅延し、遅延利息1件、900円を支払っていた。

神奈川県立子ども自立生活支援センター 〔既報告〕	令和7年4月3日（令和7年2月6日及び同月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度予算で執行する神奈川県立子ども自立生活支援センター洗濯業務委託契約ほか1件（契約額計13,571,448円）について、会計局長通知に反し、令和5年度である令和6年3月29日に契約を締結していた。〔特記前出〕
神奈川県立おおいそ学園 〔既報告〕	令和7年2月10日及び同年4月10日（令和7年2月7日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物（廃プラスチックほか）の処分委託契約（単価契約、概算総価額943,800円）の締結に当たり、神奈川県財務規則に定める見積書を徴することを省略できる要件に該当しないため、当該契約の受託者となる者から見積書を徴すべきところ、収集運搬委託契約の受託者となる者から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。
神奈川県立中井やまゆり園	令和7年2月20日及び同年9月22日（令和6年12月24日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課が仕様を作成し、神奈川県立中井やまゆり園が実施した中井やまゆり園アスベスト調査（スクリーニング調査及び定性分析調査）業務委託契約（単価契約、支払額5,065,500円）の調査対象である13施設（延床面積9,394.38㎡）のうち7施設（同6,574.91㎡）の外壁について、令和4年度に実施した中井やまゆり園アスベスト含有分析調査業務委託契約（契約額3,190,000円）によりアスベスト含有の結果を把握していたにもかかわらず、今回の調査においてもスクリーニング調査を実施していた。

キ 健康医療局（13 か所、21 件）

(7) 本庁機関（6 か所、10 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和 7 年 8 月 21 日（令和 7 年 6 月 30 日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、感染症発生動向調査検体搬送業務委託契約に係る令和 6 年 9 月分の支払額ほか 1 件（支払額計 324,940 円）について、契約等で定められた期限までに支払を行っていなかった。
保健医療部医療整備・人材課	令和 7 年 8 月 21 日（令和 7 年 7 月 8 日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和 6 年度神奈川県立衛生看護専門学校教務委託契約（契約額 509,676,330 円）の令和 6 年 5 月分の概算払額 75,511,000 円について、請求書を提出する期日をあらかじめ指定していなかったため、請求書の提出が遅れ、これにより、契約で定められた期日に支払を行っていなかった。〔特記前出〕 (2) 令和 6 年度産科等医師修学資金貸付金 5 件（貸付金額計 5,439,000 円）の令和 6 年 7 月分の交付額 453,250 円について、神奈川県産科等医師修学資金貸付条例、同施行規則における取扱要領の規定に反し、交付日に交付を行っていなかった。 2 補助金交付事務において、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業、補助金額 2,819,000 円）の交付に当たり、補助対象経費に含まれない費目が計上されていることを看過したため、交付額が 11,000 円過大となっていた。
保健医療部健康危機・感染症対策課	令和 7 年 8 月 21 日（令和 7	（不適切事項） 支出事務において、令和 6 年 3 月分の電

	年7月3日職員調査)	話使用料2,862円について、支払期限までに支払を行っていなかった。
保健医療部健康増進課	令和7年8月21日（令和7年7月10日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、会場使用料1件、11,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 補助金交付事務において、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（歯科衛生士確保育成事業（在宅歯科口腔咽喉吸引実習事業））の補助額の算定に当たり、補助事業に係る総事業費から受講者からの負担金収入を控除すべきであるにもかかわらず、交付申請書及び実績報告書に添付する様式では、これを控除しないこととしていた。このことにより、補助金の交付額が108,000円過大となっていた。〔特記前出〕
保健医療部がん・疾病対策課	令和7年8月21日（令和7年7月11日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、精神障害者入院医療援護金に係る返還金の収入未済1件、90,000円について、令和6年度に時効の完成により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。 2 文書の管理において、難病患者の特定医療費支給認定に係る新規申請書の添付書類1通を紛失していた。
生活衛生部生活衛生課	令和7年8月21日（令和7年7月1日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、令和6年3月に履行確認した追録代1件、15,862円について、令和5年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、出納閉鎖期間後に未払いが判明したため、令和5年度予算で支出ができず、令和6年度予算により支出していた。

(4) 出先機関（7か所、11件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県衛生研究所	令和7年3月5日及び同年6月2日（令和7年3月4日及び同月5日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、前金払をした第61回全国衛生化学技術協議会年会の資料代1件、20,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。
神奈川県平塚保健福祉事務所	令和7年4月30日（令和7年3月3日及び同月4日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年6月分の児童保護措置費534,609円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	令和7年5月21日（令和7年1月17日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、三浦地域の職域における健康・食生活調査謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,327円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県小田原保健福祉事務所	令和7年2月27日（令和6年12月13日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、追録代1件、6,886円について、令和5年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、支払を行わないまま会計年度が終了したため、令和5年度予算で支出ができず、令和6年度予算により支出していた。 2 支出事務において、令和6年4月分の母子生活支援施設入所措置費ほか8件（支払額計2,643,227円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕

神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	令和7年7月31日（令和7年4月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年4月分のガス代ほか11件（支払額計57,448円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和7年7月28日（令和7年2月6日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 総合建物管理業務委託契約ほか1件（契約額計21,404,900円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月7日及び同月14日に締結していた。〔特記前出〕 2 相鉄線車内ドア横ポスター掲出料ほか1件（支払額計512,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 3 AVシステムの点検代1件、13,200円について、緊急時等の対応として起案用紙等を用いてあらかじめ方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。
神奈川県精神保健福祉センター〔既報告〕	令和7年4月30日（令和6年12月9日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、令和6年度ころといのちの地域医療支援事業（自殺対策）かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約（契約額1,182,600円、契約

		期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和6年4月12日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。 2 財産管理事務において、事務室に係る行政財産の目的外使用許可（使用料3,441円）について、許可日及び許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。
--	--	---

ク 産業労働局（8か所、15件）

(7) 本庁機関（4か所、9件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和7年8月15日（令和7年6月16日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和6年5月分の成長期ベンチャー交流拠点施設使用料2,326,500円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。 〔特記前出〕 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和6年度ロボット/ドローン開発・実装促進事業業務委託ほか1件（契約額計314,098,658円）について、開発企業に対する支援金額の減額に伴い、変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者との間の協議に基づき、当初契約額より17,342,801円減額した296,755,857円を支払っていた。〔特記前出〕 (2) 神奈川県特別高圧受電者支援給付金申請受付・審査等業務委託契約（当初契約額17,028,550円、当初契約期間：令和6年2月26日から同年12月20日まで）及び神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金申請受付等業務委託契

		約（当初契約額36,594,795円、当初契約期間：令和6年1月24日から同年8月30日まで）について、給付金事業等の延長に伴う申請書類受付等の業務量が当初の仕様で示していた業務量よりも大幅に増加することから、新たな契約を締結すべきであったにもかかわらず、神奈川県特別高圧受電者支援給付金申請受付・審査等業務委託契約においては15,327,290円、神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金申請受付等業務委託契約においては32,152,329円の増額となる変更契約を締結していた。〔特記前出〕 3 財産管理事務において、行政財産である建物1棟、工作物4件及び立木9本（台帳価格計5,514,000円）の除却工事に当たり、用途廃止手続の完了を確認した上で処分の実施に係る決裁手続を行うべきところ、これを行わずに行政財産のまま除却工事を開始していた。〔特記前出〕
産業部産業振興課	令和7年8月15日（令和7年6月17日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和6年5月分の成長期ベンチャー交流拠点施設使用料2,326,500円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕 (2) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所特定運営費交付金の戻入3件、116,474円について、納付期限を令和7年5月27日とすべきところ、誤って同月28日としたために、県への収入が同年6月2日となり、令和6年度中に戻入処理がされなかった。

		2 契約事務において、令和6年度ロボット/ドローン開発・実装促進事業業務委託ほか1件（契約額計314,098,658円）について、開発企業に対する支援金額の減額に伴い、変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者との間の協議に基づき、当初契約額より17,342,801円減額した296,755,857円を支払っていた。〔特記前出〕
中小企業部中小企業支援課	令和7年8月15日（令和7年6月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県特別高圧受電者支援給付金申請受付・審査等業務委託契約（当初契約額17,028,550円、当初契約期間：令和6年2月26日から同年12月20日まで）について、給付金事業の延長に伴う申請書類受付等の業務量が当初の仕様で示していた業務量よりも大幅に増加することから、新たな契約を締結すべきであったにもかかわらず、15,327,290円の増額となる変更契約を締結していた。〔特記前出〕
中小企業部商業流通課	令和7年8月15日（令和7年6月20日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県貨物運送事業者燃料高騰対応支援金申請受付等業務委託契約（当初契約額36,594,795円、当初契約期間：令和6年1月24日から同年8月30日まで）について、支援金事業の延長に伴う申請書類受付等の業務量が当初の仕様で示していた業務量よりも大幅に増加することから、新たな契約を締結すべきであったにもかかわらず、32,152,329円の増額となる変更契約を締結していた。〔特記前出〕

(イ) 出先機関（4か所、6件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県計量検定所	令和7年8月25日（令和7	（不適切事項） 1 契約事務において、神奈川県指定定期

	年4月4日職員調査)	検査及び指定計量証明検査業務委託契約（契約額25,162,000円）について、受注者に個人情報扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報の取扱責任者及び業務従事者の届出を提出させていなかった。〔特記前出〕 2 財産管理事務において、行政財産である建物1棟、工作物4件及び立木9本（台帳価格計5,514,000円）について、庁舎の建て替えに係る除却工事の開始前に用途廃止の手続を行うべきところ、これを行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県かながわ労働センター	令和7年5月21日（令和7年2月21日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、外国人労働相談通訳業務委託契約（契約額866,030円）について、あらかじめ設定した年間の通訳業務の利用時間を超えた場合は超過費用を支払うこととしているにもかかわらず、当該利用時間を契約書に記載していなかった。 2 歳計外現金事務において、相談員等謝礼金及び弁護士謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、17,884円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所〔既報告〕	令和7年3月31日（令和7年2月12日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、委託訓練「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」（令和6年9月生・11月生）募集案内の作成（契約額451,000円）について、受注者へ提供した原稿の一部に誤りがあったことから、募集案内の再印刷が必要となった。これにより、55,000円の追加費用が発生していた。〔特記前出〕
神奈川県立西部総合職業技術校〔既報告〕	令和7年4月17日（令和7年3月14日及び同月17日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和7年1月分の給与1名分、273,874円について、職員の給与

	員調査)	及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和7年1月16日に支給すべきところ、同月22日に支給していた。
--	------	---

ケ 県土整備局（11 か所、22 件）

(7) 本庁機関（3 か所、5 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
事業管理部県土整備経理課	令和7年7月31日及び同年9月22日（令和7年6月13日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、ウェブ会議システム（Zoom）ライセンスサービス利用料の導入2年度目以降の会計処理について、「（節）使用料及び賃借料」で執行するよう通知すべきところ、導入初年度の支出科目と同様であると誤認したため、「（節）役務費」で執行するよう通知していた。その結果、県土整備局内14室課におけるウェブ会議システム（Zoom）ライセンスサービス利用料14件、597,366円を誤った予算科目である「（節）役務費」で執行していた。 2 収入事務において、道路維持作業車の購入代金からの控除により徴収することとした、受注者の責によって発生した違約金1件、304,264円について、調定が3月を超えて遅れていた。
事業管理部建設業課	令和7年7月31日（令和7年6月12日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、会場使用料1件、7,700円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行伺票兼支出命令票により執行していた。 2 支出事務において、会場使用料1件、7,700円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
道路部道路管理課	令和7年8月4日（令	（不適切事項） 物品管理事務において、ICレコーダー

	和 7 年 6 月 20 日 職員 調 査)	の管理に当たり、外部記録媒体等取扱要領に基づき、使用時以外は施錠可能な場所に保管し、外部記録媒体等管理簿を用いて管理及び記録を行わなければならないところ、これらを行っていないかった。
--	------------------------------	---

(4) 出先機関（8か所、17件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木 事務所〔既報告〕	令和 7 年 1 月 30 日（令和 6 年 12 月 17 日か ら同月 19 日ま で職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和 6 年度公園整備工事（県単）その 4 令和 6 年度公園緑地等維持管理工事（県単）その 1 合併（契約額 497,200 円）の執行に当たり、エアコンの購入に要する経費（136,620 円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、設置費と併せて全額を「（節）需用費」で執行していた。 (2) 令和 5 年度道路維持管理工事（県単）その 1 道路保守業務委託契約ほか 1 件（当初契約額計 52,844,000 円）の執行に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う業務委託料の変更に係る受注者との協議に基づき、業務完了日（令和 6 年 3 月 28 日及び同月 29 日）までに増額分（計 3,362,700 円）の変更契約を行うべきところ、同年 4 月 15 日及び同年 5 月 8 日に業務委託料の追加支払に係る契約をそれぞれ新たに行い、令和 6 年度予算により執行していた。〔特記前出〕 2 契約事務において、物品の購入を含む令和 6 年度公園整備工事（県単）その 4 令和 6 年度公園緑地等維持管理工事（県単）その 1 合併（契約額 497,200 円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該

		当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。〔特記前出〕 3 物品管理事務において、賃貸借により調達した仮設トイレ2棟（契約額1,169,300円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕 4 文書の管理において、令和5年度道路維持管理工事（県単）その1道路保守業務委託契約に係る変更協議関係書類1点を紛失していた。〔特記前出〕 5 事務事業の執行において、健康増進法に規定する第一種施設である横須賀土木事務所の庁舎管理に当たり、同法等により、同事務所の敷地内は、喫煙することができる場所が区画され、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示する等の要件を満たした特定屋外喫煙場所以外は喫煙禁止場所とされているにもかかわらず、これらの要件を満たさない場所を喫煙場所とし、灰皿を利用できる状態で設置していた。また、当該喫煙場所の一部については、望まない受動喫煙を生じさせ得る場所を喫煙場所としており、同法により求められる配慮が不十分であった。〔特記前出〕
神奈川県平塚土木事務所〔既報告〕	令和7年1月27日（令和6年12月4日から同月6日まで職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、令和6年度公園緑地等維持管理工事県単（その1）維持管理運営業務委託契約（契約額15,950,000円）に基づく利用促進業務として受注者に作成させた、いせはら塔の山緑地公園のホームページについて、知事室及びデジタル戦略本部室が作成した外部サイト・特殊ページの開設に関するガイドライン等に基づき、外部サイト開設の必要性や、県が委託事業により作成するウェブサイトに求めら

		れる情報セキュリティ、ウェブアクセシビリティ等の水準を確保するための仕様について両所属と事前に協議すべきところ、これを行わず、上記の水準の確保のための仕様が記載されていない契約を締結していた。その結果、上記の水準を満たさない外部サイトを受注者が作成し、公開することとなった。 (要改善事項) 「公園使用料の調定に関する件」(前記3(2)イ参照)
神奈川県藤沢土木事務所	令和7年3月3日(令和7年1月15日から同月17日まで職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、道路の占用許可等に係る使用料5件、2,000,015円について、調定が3月を超えて遅れていた。 [特記前出] 2 指定管理者事務において、湘南港の管理に関する基本協定書(指定管理料限度額237,350,000円、指定期間:令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)の規定に基づき、令和5年度における指定管理者の管理業務の実施状況及び財務状況を確認するに当たり、同協定書に基づき指定管理者から提出された実績報告書等により行うべきところ、その一部である業務委託実績報告書及び労働環境セルフチェック表が提出されないままこれを行っていた。
神奈川県厚木土木事務所	令和7年3月6日及び同年9月22日(令和6年12月2日から同月4日まで職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、河川管理協力員報償費に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,638円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。 (要改善事項) 「道路パトロール業務委託契約に関する件」(前記3(2)ウ参照)
神奈川県厚木土木事務所東部センター	令和7年3月6日(令和6	(不適切事項) 1 契約事務において、令和5年度河川維

	年12月9日から同月11日まで職員調査)	持改修工事県単（その2）令和5年度河川修繕工事県単（その40）合併（契約額68,602,600円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限の1日後に検査を完了していた。〔特記前出〕 2 工事事務において、令和5年度道路災害防除工事（ゼロ県債）（その1）地盤変動影響調査等業務委託の変更設計額の積算に当たり、建物等の事後調査及び算定について、誤った補正率を適用して積算していたため、変更後の設計額（7,766,000円）が198,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（6,210,600円）が158,400円過大であった。〔特記前出〕
神奈川県県西土木事務所〔既報告〕	令和7年2月5日（令和6年12月20日、同月23日及び同月24日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線1本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年12月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額27,393円のうち10,054円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター〔既報告〕	令和7年3月7日（令和7年1月27日及び同月28日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、非常用発電設備分解整備工事契約（契約額1,980,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県住宅営繕事務所	令和7年8月4日（令和7年5月28日から同月30日まで職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、行政財産の使用許可に係る使用料の不足分2件、13,800円について、（款）県営住宅事業収入（項）使用料及び手数料（目）使用料（節）使用料

		とすべきところ、（款）県営住宅事業収入（項）諸収入（目）雑入（節）雑入で収入していた。
--	--	---

コ 企業庁（8か所、13件）

(7) 本庁機関（3か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和7年7月17日（令和7年5月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和6年度企業庁産業医業務委託契約（単価契約、支払額1,961,300円）について、契約で定められた業務の実施に係る結果報告書を提出させていなかった。
財務部財産管理課	令和7年7月17日（令和7年5月16日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額8,500,000円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、対象施設16施設）に基づく貸付けに当たり、1施設において、受注者が自動販売機と併せて設置することとなっている3種類の回収ボックスのうち、ペットボトルのキャップの回収ボックスが設置されておらず、仕様書で定める条件の一部を遵守させていなかった。 2 工事事務において、企財産第501号プロミティふちのベビル7階事務室電気設備改修工事（契約額2,255,000円）について、既設の電気配線を撤去する際に現場で発生した電線くずの数量が設計数量よりも少なかったことから、産業廃棄物処理に係る費用を減額して変更契約を締結すべきところ、これを実施しなかったため、契約額が40,700円過大であった。
水道部計画課	令和7年7月17日（令和7年5月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、企計第2号水道施設耐震診断調査業務委託（契約額38,179,900円）について、契約で定められた業務の実施に係る結果報告書を提出させていなかった。

	員調査)	円) について、履行期間の延長に当たり、契約書で定める履行期間末である令和7年2月28日までに変更契約を締結すべきところ、同年3月11日に締結していた。〔特記前出〕
--	------	--

(イ) 出先機関（5か所、9件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁平塚水道営業所	令和7年7月29日（令和7年4月15日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、給水装置工事に係る監督事務費1件、18,600円について、納付期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県企業庁海老名水道営業所	令和7年7月14日（令和7年2月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、企海第23号海老名水道営業所非常用貯水タンク清掃工事業務委託契約（契約額1,001,000円）について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場〔既報告〕	令和7年2月5日（令和6年12月24日及び同月25日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、電話柱等設置のための行政資産の使用許可1件について、神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていなかった。その結果、使用料100円が徴収不足であった。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	令和7年9月9日（令和7年5月7日及び同月8日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料50件、2,221,867円について、調定が3月を超えて遅れていた。〔特記前出〕 2 支出事務において、緊急かつ予期しなかった経費として職員が立て替えて支払ったタクシー借上代1件、6,600円につい

		て、立替金の限度額を超えて支出していた。 3 契約事務において、道志第3発電所上水槽除塵設備修理工事ほか10件（契約額計133,002,100円）及び相模川水系ダム管理事務所管内流芥処理工事（その4）（単価契約、支払額2,648,888円）について、平成21年3月31日付け神奈川県公共工事入札・契約制度改善推進会議議長通知等に反し、予定価格が工事の請負にあつては250万円、工事系委託及び一般委託にあつては100万円を超える随意契約であつたにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕 4 庶務事務において、執務時間中に体調を崩した職員に係る年次休暇又は療養休暇に関する手続及び当該職員に付き添った職員に係る旅行命令に関する手続が行われていなかった。 （要改善事項） 「一般廃棄物等収集運搬処理業務委託契約に関する件」（前記3(1)イ参照）
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	令和7年3月14日及び同年5月9日（令和7年3月13日及び同月14日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年度の早川発電所の放流警報線に係る電柱への添架料1件、1,760円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

サ 議会局（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務課	令和7年9月19日（令和7年8月5日及び同月6日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、防災用ヘルメット（産業廃棄物）の収集運搬及び処分委託契約（契約額42,185円）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定に反し、書面による契約を締結していなかった。また、同施行令に規定された受託者の

		許可証の写しを添付していなかった。
経理課	令和7年9月19日（令和7年8月5日及び同月6日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、防災用ヘルメット（産業廃棄物）の収集運搬及び処分委託契約（契約額42,185円）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定に反し、書面による契約を締結していなかった。また、同施行令に規定された受託者の許可証の写しを添付していなかった。

シ 教育委員会（56 か所、82 件）

(7) 本庁機関（3 か所、4 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
行政部行政課	令和7年8月6日（令和7年6月2日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、人権啓発ポスター印刷代1件、131,967円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
行政部教育施設課	令和7年8月6日（令和7年6月5日職員調査）	（要改善事項） 「草刈り等に係る業務委託契約に関する件」（前記3(1)ウ参照）
生涯学習部文化遺産課	令和7年8月6日（令和7年6月18日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る研修室の使用料5件、20,175円について、年度内に調定していなかった。〔特記前出〕 2 財産管理事務において、支線1本及び共架電線8本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年5月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額281,055円のうち110,751円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。

(4) 出先機関 (53 か所、78 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会 教育局中教育事務所 [既報告]	令和7年3月 10日 (令和7 年1月16日職 員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和6年度NHK放送受信料1件、12,276円について、前渡金管理精算票を作成し、支出命令に係る伺いに添付すべきところ、添付が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立図書館 [既報告]	令和7年3月 10日 (令和7 年1月31日職 員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和6年度神奈川県生涯学習情報ウェブサイト特集記事制作及びサイト運用支援業務委託契約 (契約額2,607,000円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。
神奈川県立金沢文庫	令和7年5月 8日 (令和7 年2月14日職 員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和6年度予算で執行する国宝金沢文庫文書データベースの運用及び保守業務委託契約 (契約額4,017,200円) について、会計局長通知に反し、令和5年度である令和6年3月28日に契約を締結していた。
神奈川県立総合教育センター [既報告]	令和7年2月 20日 (令和6 年12月12日及 び同月13日職 員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、その他柱類1本に係る教育財産の目的外使用許可 (使用料免除) について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。
神奈川県立歴史博物館 [既報告]	令和7年3月 28日 (令和7 年1月23日職 員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和6年度NHK放送受信料1件、18,414円について、前渡金管理精算票を作成し、支出命令に係る伺いに添付すべきところ、これを行っていなかった。 2 物品管理事務において、重要物品であ

		る電話交換機（価格3,962,000円）について、神奈川県財務規則で定められた本庁機関の課長の承認を受けないまま、不用決定を行っていた。〔特記前出〕
神奈川県立生命の星・地球博物館〔既報告〕	令和7年3月27日（令和7年1月29日及び同月30日職員調査）	（不適切事項） 1 物品管理事務において、電子入札用 I C カード 4 枚を紛失していた。これにより、代替品として電子入札用 I C カード 35,200円を購入することになった。 2 文書の管理において、産業廃棄物収集運搬及び処分業務に係る支払関係書類など計13点を紛失していた。〔特記前出〕
神奈川県立鶴見高等学校	令和7年6月24日（令和7年4月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、照明 L E D 化工事契約（契約額2,411,200円）の締結に当たり、履行遅滞に係る損害金の率について、神奈川県財務規則に基づき定められた率である年2.5%とすべきところ、年2.7%としていた。
神奈川県立鶴見総合高等学校	令和7年6月30日（令和7年4月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、校内樹木剪定契約（予定価格628,100円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県立横浜翠嵐高等学校	令和7年6月18日（令和7年4月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 新聞代 2 件、19,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 2 令和6年度空調設備保守管理業務委託契約（契約額114,400円、契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、年間の保守管理契約であ

		るため、年2回の保守点検業務に係る検査のほか、契約期間が満了する令和7年3月31日にも検査を実施すべきところ、保守点検業務に係る検査は実施していたものの、契約期間満了時の検査を実施していなかった。
神奈川県立城郷高等学校	令和7年9月9日（令和7年4月17日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、第三種電柱2本、支柱1本、支線柱1本及び共架電線2本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和6年6月及び同年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額327,213円のうち198,771円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県立光陵高等学校	令和7年9月2日（令和7年4月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 一般廃棄物収集運搬委託契約（単価契約、支払額136,587円）について、契約で定められた許可証の写しを添付していなかった。 2 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、支払額130,460円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。
神奈川県立横浜旭陵高等学校	令和7年9月25日（令和7年4月21日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、収入未済となっていた令和4年度の就学支援金の追加支給分1,415,700円の授業料への充当に当たり、充当日が令和7年4月3日となるため、過年度に係る調定繰越を行った上で令和7年度の収入とすべきところ、令和6年度の収入として処理していた。〔特記前出〕 2 収入事務において、次のとおり誤りが

		あった。 (1) 令和4年度に前渡金受領職員口座で発生した預金利子1件、1円の収入に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定められた手続により行っていなかった。〔特記前出〕 (2) 令和4年度の就学支援金の実績報告に当たり、提出期限までに在籍者の整理等を完了し、決算額を確定させておらず、その後に確定した決算額より1,415,700円過小に報告していた。これにより、文部科学省からの過年度に係る追加支給が令和6年度末となったため、令和7年4月3日まで授業料への充当処理ができなかった。〔特記前出〕
神奈川県立横浜氷取沢高等学校	令和7年8月25日（令和7年4月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、体育館照明LED化工事（契約額2,816,000円）について、契約で定められた工事に係る完成届を収受する前に完成検査を行っていた。
神奈川県立新羽高等学校	令和7年7月2日（令和7年4月17日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、令和5年度の授業料1件、29,700円について、就学支援金の認定により発生した過納金の還付手続を失念していたため、還付が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立柏陽高等学校	令和7年7月29日（令和7年4月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和6年度消防用設備後期点検業務委託契約（契約額167,640円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限の6日後に検査を完了していた。 2 全公立展配布用チラシ印刷代ほか3件（支払額計428,615円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書

		を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県立横浜栄高等学校	令和7年7月29日（令和7年4月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 事務室金庫修理作業代1件、8,800円について、緊急時等の対応として起案用紙等を用いてあらかじめ方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。 2 電動裁断機用替え刃研磨・取替え業務委託契約ほか1件（契約額計99,000円）について、契約書の作成を省略し、発注書の交付により契約を締結していたため、履行期限延長及び契約額の変更に当たっては変更発注書によるべきところ、口頭により行っていた。
神奈川県立大師高等学校	令和7年8月18日（令和7年4月22日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得した天吊エアコン（価格542,300円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
神奈川県立川崎工科高等学校	令和7年6月23日（令和7年4月22日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、D棟他鍵交換工事契約（契約額2,255,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県立生田東高等学校	令和7年6月20日（令和7年4月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、情報科用パソコン機器等一式の購入契約（契約額5,812,400円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に

		基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県立相模原高等学校	令和7年6月30日（令和7年4月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 東京家政学院大学アリーナ等使用契約（単価契約、支払額516,000円）について、決裁の的行わないまま契約を締結していた。また、令和6年5月分から同年8月分まで（支払額計408,500円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。〔特記前出〕 2 環境整備業務委託契約（契約総額25,409,554円、契約期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に係る令和7年3月分の支払額705,820円の履行確認について、令和7年3月31日までに、行うべきところ、同年4月3日に行っていた。〔特記前出〕
神奈川県立相模原弥栄高等学校〔既報告〕	令和7年3月17日（令和6年12月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立相模原弥栄高等学校空調機賃貸借契約（契約額21,780円）について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。
神奈川県立神奈川総合産業高等学校〔既報告〕	令和7年3月4日（令和7年1月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、PC2台の購入契約（契約額341,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。

神奈川県立横須賀大津高等学校	令和7年7月8日（令和7年4月23日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、令和6年度卒業証書の筆耕に係る契約（契約額160,380円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、受注者に引き渡した個人情報の返還など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行っていない。
神奈川県立横須賀工業高等学校	令和7年6月24日（令和7年4月23日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、機械点検料1件、148,500円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていない。 2 契約事務において、封筒印刷契約（契約額127,600円）について、契約書の作成を省略し、発注書の交付により契約を締結していたため、履行期限延長の変更に当たっては変更発注書によるべきところ、口頭により行っていた。
神奈川県立海洋科学高等学校	令和7年9月3日（令和7年4月18日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、証明書交付手数料等として領収した現金11件、37,200円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていない。〔特記前出〕 2 支出事務において、つりざお・ルアー等購入代1件、292,479円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていない。〔特記前出〕 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) ボート免許教室（2級小型船舶操縦

		士実技講習）業務委託契約（単価契約、支払額328,900円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。 (2) 校内支障樹木剪定業務委託契約ほか1件（契約額計1,138,500円）について、一括して競争入札により契約者を決定すべきところ、校内支障樹木分（契約額968,000円）及び長井海洋実習場支障樹木分（同170,500円）に分割し、前者については見積合せにより、後者については見積合せを省略して、随意契約を締結していた。〔特記前出〕 (3) 湘南丸船舶局及び船舶地球局定期検査請負契約（契約額2,145,000円）について、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札を実施すべきところ、事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。また、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕 (4) 令和6年度実習船湘南丸第1次遠洋航海における外地（ハワイ）寄港に係る出入港業務等委託契約ほか1件（支払額計4,496,186円）について、受注者に支払う取扱手数料の率の記載を誤っていたほか、契約書内に存在しない条項を引用するなど、契約書の記載内容に適正を欠いていた。また、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契
--	--	--

		約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。
神奈川県立追浜高等学校	令和7年9月3日（令和7年4月14日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年8月分のガス料金（小型空調契約）531,294円の支払に当たり、支払日を誤っていた同月分のガス料金（一般契約）4,064円が先に口座振替されたことにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、1,058円を支払っていた。
神奈川県立津久井高等学校	令和7年9月16日（令和7年4月23日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、産業廃棄物（廃酸、廃アルカリほか）の収集運搬委託契約（単価契約、支払額82,500円）の執行に当たり、「（節）役務費」とすべきところ、「（節）委託料」で執行していた。 2 契約事務において、産業廃棄物（廃酸、廃アルカリほか）の処分委託契約（単価契約、支払額134,200円）の締結に当たり、神奈川県財務規則に定める見積書を徴することを省略できる要件に該当しないため、当該契約の受託者となる者から見積書を徴すべきところ、収集運搬委託契約の受託者となる者から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。 3 事務事業の執行において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である蛍光灯安定器3台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令に定める処分の期間内に処分の委託を行っていなかった。

神奈川県立横須賀南高等学校	令和7年6月30日（令和7年4月15日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和6年度の共架電線に係る使用料1件、1,360円が徴収不足であった。〔特記前出〕
神奈川県立平塚湘風高等学校	令和7年7月24日（令和7年5月12日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、工事により取得したLED投光器12台（価格計1,848,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県立藤沢清流高等学校	令和7年9月22日（令和7年4月24日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、収入未済となっていた令和5年度の就学支援金の追加支給分138,600円の授業料への充当に当たり、充当日が令和7年4月22日となるため、過年度に係る調定繰越を行った上で令和7年度の収入とすべきところ、令和6年度の収入として処理していた。 2 収入事務において、令和5年度の就学支援金の実績報告に当たり、提出期限までに在籍者の整理等を完了し、決算額を確定させておらず、その後に確定した決算額より168,300円過小に報告していた。これにより、授業料還付分29,700円を除く文部科学省からの過年度に係る追加支給138,600円が令和6年度末となったため、令和7年4月22日まで授業料への充当処理ができなかった。
神奈川県立西湘高等学校〔既報告〕	令和7年3月25日（令和7年1月9日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、図書館用図書の購入契約（契約額445,530円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める

		見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 2 事務事業の執行において、心電図検診委託契約（単価契約、支払額492,030円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、受注者に引き渡した個人情報の返還など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。
神奈川県立小田原城北工業高等学校	令和7年9月25日（令和7年5月15日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である照明器具部品（反射板）等について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県立鶴嶺高等学校	令和7年7月23日（令和7年5月7日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和5年度北棟普通教室等網戸設置工事代1件、1,346,400円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。〔特記前出〕
神奈川県立逗子葉山高等学校	令和7年7月28日（令和7年4月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、HR教室LED照明設置工事（予定価格計3,883,968円）について、一括して競争入札により契約者を決定すべきところ、黒板灯の設置（同1,390,400円）及び黒板灯以外の設置（同2,493,568円）に分割し、それぞれ見積合せにより随意契約を締結していた。

神奈川県立厚木西高等学校	令和7年7月29日（令和7年5月8日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、男子・女子トイレ人感センサーライト設置工事代ほか1件（支払額計407,715円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。
神奈川県立大和東高等学校	令和7年6月19日（令和7年4月9日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額6,726,261円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に基づく貸付けに当たり、缶・ビン、ペットボトル、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすることなど、仕様書で定める条件の一部を遵守させていなかった。
神奈川県立大和西高等学校	令和7年7月28日（令和7年4月14日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、教室照明器具更新工事（6教室）ほか1件（契約額計4,955,500円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 2 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税2件、10,420円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立海老名高等学校	令和7年7月14日（令和7年5月8日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、普通教室棟5階絶縁不良修繕工事契約ほか3件（契約額計8,783,764円）の履行確認に当たり、神奈川

		県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔特記前出〕
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和7年5月1日（令和7年1月17日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、支払額489,500円）について、処分単価（金属くず）の予定価格を500円超過した見積額により契約を締結していた。その結果、当初予定していた数量と同数を発注したにもかかわらず、支払額が設計金額算定の基礎となる単価に基づくなどして算出した額よりも11,000円過大となっていた。 2 歳計外現金事務において、外国につながるのある生徒へのキャリア教育支援員謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税1件、2,731円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立綾瀬西高等学校	令和7年5月27日（令和6年12月17日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、家計急変事由に該当し高等学校等就学支援金を活用することとなった令和5年度の授業料1件、59,400円について、令和6年1月に就学支援金の申請があったにもかかわらず、事由審査等を特段の理由なく同年5月まで行なっていなかったため、授業料の還付が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立寒川高等学校	令和7年7月24日（令和7年5月7日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、購買室ほか2件に係る教育財産の目的外使用許可（使用料計1,065円）について、許可日及び許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。〔特記前出〕

神奈川県立山北高等学校	令和7年7月31日（令和7年5月15日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、6,783円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立吉田島高等学校	令和7年7月24日（令和7年5月15日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、卒業証明書交付手数料として領収した現金1件、400円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。
神奈川県立相模原中等教育学校	令和7年7月14日（令和7年5月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年4月分のガス料金511,423円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息891円及び口座振替割引取消額55円を支払っていた。
神奈川県立平塚ろう学校	令和7年9月18日（令和7年5月12日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得したデスクトップパソコンほか152点（価格計22,449,033円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る必要な手続を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県立保土ヶ谷支援学校	令和7年7月3日（令和7年3月25日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、中学部2年生校外学習の引率に係る施設入場料11件、5,500円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。〔特記前出〕 2 庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和6年11月分の給与1名分、160,756円について、学校職員の給与等に関する条例に基づき令和

		6年11月15日に支給すべきところ、同年12月16日に支給していた。〔特記前出〕 3 歳計外現金事務において、歯科保健指導謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、612円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県立あおば支援学校〔既報告〕	令和7年1月16日（令和6年12月2日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、医療的ケア通学支援業務（看護）委託契約3件（単価契約、概算総価額計3,996,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。
神奈川県立横浜ひなたやま支援学校	令和7年6月24日（令和7年4月21日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、物品の購入を含むカーテンレール設置工事契約（契約額303,600円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県立津久井支援学校	令和7年7月29日（令和7年5月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、津久井支援学校体育館照明更新工事契約（契約額2,068,000円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。
神奈川県立湘南支援学校	令和7年9月12日（令和7年5月12日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和6年度NHK放送受信料12,276円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和6年3月分の電気料512,910円を支払期限より後に支払っていた。 2 事務事業の執行において、卒業証書の筆耕に係る契約（契約額72,325円）につ

		いて、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、受注者に引き渡した個人情報の目的以外の利用禁止など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。
神奈川県立鎌倉支援学校	令和7年7月7日（令和7年5月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、駐車場舗装補修工事契約（契約額2,475,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県立小田原支援学校	令和7年7月15日（令和7年5月15日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年6月分の緊急地震速報情報受信料5,170円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和6年7月請求分の湯河原校舎水道代33,626円を支払期限より後に支払っていた。
神奈川県立座間支援学校〔既報告〕	令和7年2月21日（令和6年12月12日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、消火器の処分費1件、22,000円の執行に当たり、「（節）役務費」とすべきところ、「（節）需用費」で執行していた。 2 契約事務において、医療的ケア通学支援業務（看護）委託契約（単価契約、概算総価額3,248,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

ス 人事委員会事務局（１か所、１件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県人事委員会 事務局総務課	令和７年９月 29日（令和７ 年８月８日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和６年度県職員採用試験等論文採点業務委託ほか２件（単価契約、支払額計4,987,004円）及び採用試験情報システムのシステム改修業務委託（契約額2,225,740円）について、平成20年３月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える競争入札又は随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕

セ 公安委員会（８か所、10件）

(7) 本庁機関（４か所、５件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務部会計課	令和７年８月 ８日（令和７ 年６月24日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、管理者講習業務及び調査業務委託契約（契約額16,406,000円）及び神奈川県公安委員会猟銃技能講習事務委託契約（ライフル銃等及び散弾銃）ほか１件（単価契約、支払額計12,381,600円）について、平成20年３月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕
総務部施設課	令和７年８月 ８日（令和７ 年６月23日職 員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、非常警報装置保守委託契約（契約額122,540円）に係る上半期（令和６年４月から同年９月まで）の業務（支払額60,720円）について、同期間に実施することとされていた設備点検の実施時期が同年10月に変更されたことに伴い、当該点検に係る対価を上半期分として支払うことができるように契約内容を変更するに当たり、同期間の末日で

		ある令和6年9月末までに変更契約を締結すべきところ、同年11月に行っていた。 2 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う普通財産の貸付契約の変更に当たり、令和6年4月1日までに変更契約を締結すべきところ、遅延しているものが7件（変更契約日：令和7年3月4日、同月7日又は同月10日）あった。
生活安全部少年育成課	令和7年8月8日（令和7年6月13日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、令和6年12月24日に業務の用に供したはがき20枚、1,700円について、印紙類出納簿へ払出しを記載していなかった。
交通部運転免許本部 運転免許課	令和7年8月8日（令和7年6月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、運転免許取得時講習ほか業務委託契約（単価契約、支払額2,135,440円）について、契約期間の開始日が令和6年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月2日に締結していた。

(4) 出先機関（4か所、5件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県川崎警察署 [既報告]	令和7年2月4日（令和6年12月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和6年度被留置者診療代（5月分）ほか1件（支払額計105,893円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

		2 ルームクーラーの購入、撤去及び電源工事契約（契約額457,600円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県多摩警察署	令和7年7月28日（令和7年5月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年5月分のガス料金12,848円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息44円及び口座振替割引取消額55円を支払っていた。
神奈川県麻生警察署	令和7年7月22日（令和7年5月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、麻生警察署栗平駅前交番防水工事（契約額1,535,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県横須賀警察署	令和7年7月16日（令和7年5月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処分委託契約（単価契約、支払額1,311,323円）の締結に当たり、競争入札を行うべきところ、見積合せを行い随意契約により契約していた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局（13 か所）

(7) 本庁機関（10 か所）

知事室、いのち・未来戦略本部室、政策部総合政策課、政策部土地水資源対策課、政策部NPO協働推進課、政策部政策法務課、自治振興部市町村課、自治振興部広域連携課、自治振興部地域政策課、基地対策部基地対策課

(4) 出先機関（3 か所）

神奈川県東京事務所、神奈川県湘南地域県政総合センター、神奈川県県西地域県政総合センター

イ 総務局（13 か所）

(7) 本庁機関（4 か所）

組織人材部人事課、組織人材部行政管理課、財政部税務指導課、財産経営部庁舎管理課

(4) 出先機関（6 か所）

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所、神奈川県給与事務センター

〔以下既報告〕（3 か所）

神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県相模原県税事務所、神奈川県平塚県税事務所

ウ くらし安全防災局（3 か所）

(7) 本庁機関（1 か所）

防災部危機管理防災課

(4) 出先機関（1 か所）

神奈川県消防学校

〔以下既報告〕（1 か所）

神奈川県温泉地学研究所

エ 文化スポーツ観光局（2 か所）

(7) 本庁機関（1 か所）

観光課

(4) 出先機関（1 か所）

神奈川県パスポートセンター

オ 環境農政局（14 か所）

(7) 本庁機関（8 か所）

脱炭素戦略本部室、環境部環境課、緑政部自然環境保全課、緑政部水源環境保全課、緑政部森林再生課、農水産部農政課、農水産部農業振興課、農水産部農地課

(4) 出先機関（5 か所）

神奈川県農業技術センター、神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県立かながわ農業アカデミー、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県西部漁港事務所

〔以下既報告〕（1 か所）

神奈川県横浜川崎地区農政事務所

カ 福祉子どもみらい局（7 か所）

(7) 本庁機関（2 か所）

福祉部地域福祉課、福祉部高齢福祉課

(4) 出先機関（2 か所）

神奈川県立青少年センター、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所

〔以下既報告〕（3 か所）

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立総合療育相談センター、さがみ緑風園

キ 健康医療局（14 か所）

(7) 本庁機関（4 か所）

保健医療部医療企画課、保健医療部医療保険課、保健医療部県立病院課、生活衛生部薬務課

(4) 出先機関（7 か所）

神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立平塚看護大学校

〔以下既報告〕（3 か所）

神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県動物愛護センター

ク 産業労働局（11 か所）

(7) 本庁機関（4 か所）

産業部企業誘致・国際ビジネス課、中小企業部金融課、労働部雇用労政課、労

働部産業人材課

(4) 出先機関（3か所）

神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県障害者職業能力開発校

〔以下既報告〕（4か所）

神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県立東部総合職業技術校

ケ 県土整備局（25か所）

(7) 本庁機関（18か所）

総務室、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通政策課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路整備課、河川下水道部河港課、河川下水道部砂防課、河川下水道部下水道課、建築住宅部住宅計画課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(4) 出先機関（5か所）

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

〔以下既報告〕（2か所）

神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県リニア中央新幹線推進事務所

コ 会計局（3か所）

会計課、指導課、調達課

サ 企業庁（20か所）

(7) 本庁機関（8か所）

財務部財務課、財務部会計課、財務部情報管理課、水道部経営課、水道部水道施設課、水道部浄水課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

(4) 出先機関（6か所）

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター

〔以下既報告〕（6か所）

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

シ 議会局（2か所）

議事課、政策調査課

ス 教育委員会（136 か所）

(7) 本庁機関（12 か所）

総務室、行政部財務課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、指導部高校教育課、指導部保健体育課、支援部子ども教育支援課、支援部学校支援課、支援部特別支援教育課、生涯学習部生涯学習課

(4) 出先機関（105 か所）

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県立近代美術館、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立二俣川高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立荏田高等学校、神奈川県立新栄高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立横浜瀬谷高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立菅高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立相模原城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立平塚農商高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立小田原東高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立三浦初声高等学校、神奈

川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立鶴見支援学校、神奈川県立横浜南支援学校、神奈川県立金沢支援学校、神奈川県立みどり支援学校、神奈川県立瀬谷支援学校、神奈川県立三ツ境支援学校、神奈川県立中原支援学校、神奈川県立高津支援学校、神奈川県立麻生支援学校、神奈川県立相模原中央支援学校、神奈川県立相模原支援学校、神奈川県立岩戸支援学校、神奈川県立武山支援学校、神奈川県立平塚支援学校、神奈川県立秦野支援学校、神奈川県立えびな支援学校

〔以下既報告〕（19 か所）

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立生田高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立厚木王子高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立藤沢支援学校、神奈川県立茅ヶ崎支援学校、神奈川県立伊勢原支援学校

セ 人事委員会事務局（1 か所）

神奈川県人事委員会事務局給与公平課

ソ 監査事務局（2 か所）

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

タ 労働委員会事務局（1 か所）

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

チ 選挙管理委員会（1 か所）

神奈川県選挙管理委員会

ツ 収用委員会事務局（1 か所）

神奈川県収用委員会事務局

テ 神奈川県漁業調整委員会（１か所）

神奈川県漁業調整委員会事務局

ト 内水面漁場管理委員会（１か所）

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ナ 公安委員会（警察本部）（104 か所）

(7) 本庁機関（54 か所）

総務部総務課、総務部広報県民課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪捜査課、地域部地域総務課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策総務課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事第一課、警備部外事第二課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校

(4) 出先機関（30 か所）

神奈川県加賀町警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県南警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県横須賀南警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署、神奈川県津久井警察署

〔以下既報告〕（20 か所）

神奈川県山手警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県相模原北警察署